

平成16年第5回本巢市議会定例会議事日程(第3号)

平成16年9月15日(水曜日)午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(48名)

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鷓飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	白井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

欠席議員(1名)

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	助 役	高 木 巧
収 入 役	守 屋 太 郎	教 育 長	高 橋 茂 徳
参与兼合併 プロジェクト外室長	新 谷 哲 也	総 務 部 長	溝 口 義 弘
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	土 川 隆
健康福祉部長	中 村 節	産 業 建 設 部 長	服 部 次 男
上下水道部長	林 賢 一	教 育 委 員 会 事 務 局 長	堀 部 秀 夫
根 尾 総 合 支 庁 長	島 田 克 広		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

副議長（戸部 弘君）

皆さん、おはようございます。

開会前に、先般の水道事業会計決算の質疑で回答が不十分な点がありました。上下水道部長からその点についてを再度説明をしていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、前回、竹中議員のされた質問の中で未回答が1件ございますので、その説明をさせていただきますと思います。

決算書の2ページの営業外費用の2,431万670円と、4ページの損益計算書の営業外費用2,612万842円の違いについて、なぜ違うかという御質問であったんですが、それにつきましては3条の特定収入などの仮払い消費税、金額では181万172円でございますが、これにつきましては支払いを伴わないために2ページの決算額の2,431万670円の中には含まれておりません。しかし、企業会計につきましては、この3条の仮払い消費税につきましては、4条のように補填財源にならないために損益計算書の営業外費用の雑支出として計上をすることになってございますので、その分の差が出ているということでございますので、よろしくお願ひいたします。以上ですが。

副議長（戸部 弘君）

御報告いたします。議長は現在、病氣療養のために自宅静養中でありまして、本日の本会議は地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行います。

写真撮影の許可ですが、議会だよりの掲載のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可いたしますので御報告をいたします。

午前9時01分 開議

開議の宣告

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は47人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（戸部 弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号39番 高田弥君と40番 遠山利美君を指名いたします。

副議長（戸部 弘君）

議長に提出された「郵政事業民営化反対」の意見書の提出を求める要望については、総務常任委員会に議長から審査を付託いたします。

日程第2 一般質問

副議長（戸部 弘君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順です。

49番 臼井茂臣君の発言を許します。

49番（臼井茂臣君）

一般質問を行います。

その前に、実はきょう、こうして9月議会にトップで一般質問をやるということについては、これは私のかねてから考えておったことをごさいます、内容は、先般、6月の議会におきまして予算の審議の中で、もとす郡森林組合の補助金の件でございまして、執行部、また議会の皆様の大変なる御協力によりまして森林組合に補助金がいただけるということにつきまして、まずもって御礼の意味を兼ねましてごあいさつをするわけです。どうもありがとうございます。今後ともよろしくお願ひします。

それでは質問に入りますが、まず1番の、もとす郡森林組合の運営と今後のあり方についてをお願ひをいたします。

お手元に資料が配付されておりますが、内容は後日、また十分見ていただきたいと思ひます。

この森林組合の発祥は、明治の時代に国の法律によって定められた森林組合でございまして、それが何回も何回も法が改正されまして、昭和26年に改正された森林法が現在の組合の骨子、根底と申しまししょうか、でございまして。

御承知のとおり大変な木材の不況でございまして、昭和50年ころから今日まで、30年近くにわたり不況の、今現在も真ただ中でございまして。これは一つの考え方として、国の政治にも影響がございまして、いずれにいたしましても山林事業の基本となる整地、植林、また手入れというような事業はすべてゼロに近い状態でございます。先般、根尾の議員からも一般質問がございまして、おりに、山林に携わる我々は本当に不況のどん底に陥っておる状態でございます。特に、本巢郡の森林組合、また県下含めて、今、着々と合併が進んでおります。ことしじゅうにも二、三カ所合併する予定がございまして。我々、少しでも大きく合併をして力を蓄えなければ、運営、また仕事ができていかない、本当に厳しい存在でございまして。

例えば岐阜県の森林組合の一番の力のあるのは、郡上郡の森林組合でございまして。これは、年間に約20億の事業費でございまして。ちなみに隣の揖斐郡は8カ町村が合併したんですけれども、約年間の事業が10億、もとす郡森林組合は2億弱でございまして。それぐらい森林組合も上下がございましてけれども、本当に今現在、この森林組合の事業というものは厳しい。だから私たちとしても、間伐の事業の問題、また山林の調査の問題、またほかの事業、いろいろ考えながら拡大をしていかなばならないというふうにお願ひをしております。

特に、地球温暖化対策として、間伐事業に国・県、本巢市におきましては大変な力を入れていた

だいておるわけございまして、ありがたく思っておるわけございまして。特に、先般の台風によりまして、北陸、四国の大変な洪水、災害がありました。また、和歌山県においては、山抜けと申しまして、杉の大きな山が抜けるところがテレビで映されておりました。大変な災害でございます。あれは内容は杉山でございます。特に針葉樹は、広葉樹のことを思うとねばりが半分以下ということをお聞きしております。間伐が行われないと、本当に被害が多くなります。このたびの災害において、学識者は林業の衰退が原因と言われております。特に、昨年の雪害におきまして、私は本巢、根尾をずっと車で回らせていただきましたが、温暖化が急激にどんどん、日本も温暖化に関係があるのかと思うくらい根尾の奥の方の山が特に、山が全滅のような状態なところがいっぱいあります。このような状態を見るときに、山林事業をやっておる者の今までの長年の蓄積した事業が、一遍の水害なり雪害で全滅というような、本当に厳しい現在の状態でございます。

こういうときに、我々、将来を考えると、山抜けの発生なんか特に針葉樹の多いところが多いわけございまして、こういう問題は、特に間伐の事業、温暖化対策にも含めまして、手入れをしていかねばならないということをお互いに考えておるわけございましてけれども、やはり地権者は、もうかなりの人が山を捨てて、もう一切タッチしないというような考えでございます。今現在、本巢郡の森林組合において山を売る人が大勢ありまして、買う人は一人もございません。そういうような状態で、山の今現在管理をしておる者としては、本当に厳しい対応に迫られておるわけでございます。そういう点を、今後、特に水害等の災害を少しでも防ぐためにも、我々地域住民、また特に行政としては対応をしていかねばならないと思っておりますが、その点についてひとつ御見解をお願いをしたいと。

以上、第1点の内容については質問を終わりました。

次に、地方主要道路関・本巢線についてでございますが、この道路の内容につきまして、もう30年、40年も前から期成同盟会が設立されておりました、私が議員になったときにはもう期成同盟会がありまして、それからずっと期成同盟会に入りまして、本巢市になって初めて期成同盟会の委員ではなくて、先般、5月か6月ごろに期成同盟会があったと聞いておりますが、恐らく産業建設委員長が出席されたと思っております。その内容のことでございますが、今まで40年も前から期成同盟会があって、我々はそれなりにこの道路の整備について努力をしていたわけでございますが、そのほかは、特にこの本巢地区においては、岐阜市になっております伊洞、川内、木倉においての整備を、前の松野国会議員が現職のときにいろいろお骨折りを願って今の整備ができたわけでございます。あと少しというところだと思っておりますが、その残りの地区において、例えば木倉地区においては、約40メートルか50メートルくらいあるかと思っておりますが、まだ整備ができておりません。それと、金原地区において、これも恐らく400メートルくらいだと思いますが、未整備ということでございまして、御承知の方はあるかと思っておりますが、この問題について、大変、登記の関係で地権者とのいろいろな問題が絡みまして大変困難だったということは聞いておりますが、しかし、我々地域住民としましては、長年の懸案でありますこの関・本巢線の整備、少なくとも本巢地区においては早く整備をしていただきたいというのが本当の心境でございます。この件につきまして、我々地域住民とし

ては懸命になって応援、協力させていただくつもりでございますが、これは前から戸部県会議員がいろいろとお骨折りを願っておるんですが、なかなか難しいということを知っておりますが、ひとつ執行部としまして、特に市長さんに、初めての今度の県道の関係がございますけれども、この件につきまして何としても早く解決するべくお骨折り、御指導をお願いしたいということを切にお願いしまして、第2点目の質問を終わります。

続きまして、3点目の本巢市所有林の処置についてでございますが、先般、宇部興産より譲り受けた山林は、もう法的手続きは終わられたと思っておりますが、その点についてお尋ねをいたしますと同時に、この面積についてでございますけれども、約400ヘクタールということを知っておりましたが、先日、森林組合におきまして森林簿を調べましたところ、これは平成4年に作成された森林簿でございますが、面積は約50%多く、616.31ヘクタールということでございます。それに杉、ヒノキの植林がされております。杉は26.83ヘクタール、ヒノキは124.62ヘクタール、全部で151.45ヘクタールということでございますが、また樹齢としましては、全体の80%くらいが20年から25年の樹齢でございます。それから、35から40年くらいのが15%、60年以上が5%という内容でございますが、その内容につきましても管理状態は大変よろしいというところではないらしいです。以上のことを、大体その職員に聞きましたということですが、今後、市としまして、この600ヘクタール以上の大きな山の管理ということにつきまして、また憩いの森とかいろいろな考え方も将来あるかと思いますが、その運営、管理の問題につきまして、将来どういうふうにしていくかということについてお尋ねをいたします。よろしくお願いをします。

続きまして、4点目のハリヨ公園の内容と、史跡の掌握についてでございますが、このハリヨ公園というものは、もともと池でありまして、ガマがあって年じゅう水が出ておりまして、昔から冬と夏とほとんど温度が違わんということで、洗濯場所として皆さんが利用しておったところですが、昭和52年に土地改良事業を始めまして、そして埋めて畑地として利用しておったんですが、平成7年にいろいろな事情によりましてこれを掘り出して、問題のハリヨ公園という施設をつくったわけでございますが、年間かなりの人が車を止めてあれを見て、ハリヨを見ながら散策される姿をしょっちゅう見ておるわけですが、この問題におきまして、先般、根尾川漁協組合の役員の方より、根尾川支流の明谷川環境を守ろうということで、条例に基づき開発を規制するハリヨ保護区に指定するように県に要望したということで、それが新聞に載っておりましたんですが、この問題につきまして、その後の問題について県の方へいろいろと要望された内容を、その後どういうふうにしたかと。また、市としては、どういうふうの将来的の考えを持ってみえるかということについて、この問題は、高木助役さんが当然県の方へ行かれたということを知っておりますが、その点につきましても、将来的な問題について、ひとつその点も御答弁をお願いしたいと思います。

また市としても、旧根尾村のような大きなああい断層とか淡墨の桜というような大きな史跡ばかりじゃございません。本巢市にはかなりのいろいろな名所・史跡があるかと思いますが、その史跡の実態調査は当然もうされたと思うが、そういう問題について将来的に市の観光の一つにもなるかと思いますが、そういう問題も大いにPRをしていただきまして、将来的に本巢市のます

ますの発展をお願いしたいと。

以上4点を質問させていただきまして、これで終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

副議長（戸部 弘君）

本巣郡森林組合の運営と今後のあり方について、主要地方道関・本巣線について、本巣市所有林の処置について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

臼井議員の御質問に対しましてお答えを申し上げます。

初めに、もとす郡森林組合の運営と今後のあり方という御質問についてでございます。

森林組合は、そもそも組合員が共同して、その経済的、社会的地位の向上及び森林の保全涵養、並びに森林生産力の強化を図るということを目的として組織されているところでございます。組合員の共同組織として指導事業の充実を図るということや、地域森林生産活動の代行、あるいは森林所有者の林業経営の安定化や治山・治水の公益的な機能の高度化に資すということ。あるいは、林業活性化へ積極的提案することや雇用の場の提供等々、多くの使命を持っていただいているところでございます。

森林組合は独立採算によって運営されるべきものということにはなっておりますけれども、組合を取り巻く経済的、あるいは財政的な環境は大変厳しいわけでございます。そうした中で、議員も申されましたが、森林組合のさらなる広域合併を進めるという方向の中で、主体性を持った組合運営が求められているところでございます。

臼井議員におかれましては、もとす郡森林組合長として、取り巻く環境の大変厳しいような中で御尽力をなさっておられますことに対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

森林の機能は、山崩れとか洪水などの災害を防止する機能とか、二酸化炭素を吸収することによりまして地球温暖化を防止する働き、あるいは水資源を蓄える。さらには、大気を浄化したり騒音を和らげるという、いわゆる公益的な機能を果たしていただいているところでございまして、そうしたことはだれもが認めるところではないかと思ひます。したがひまして、本市の根尾地域、本巣地域で、市の総面積としまして86.3%を占める森林保全のため、本市といたしましても間伐や森林の育成などの事業に対しまして、森林組合等と協働、ともに協力し合ひて働く、協働できる業務を検討してまいりまして、森林組合並びに林業の振興のために積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っておる次第でございますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、主要地方道関・本巣線についてでございます。

主要地方道関・本巣線につきまひては、延長24.8キロメートルの距離があるわけですが、関市の方から本市、本巣市の金原に至る区間でございます。この間で、本市に係る部分としましては、未改良区間が1.35キロメートル、1,350メートルほどあるということでございます。議員の御指摘のとおりでございます。これは木倉地内に50メートル未整備でございますし、木倉から金原に至ります間に1,300メートルほどございまして、この2カ所が未改良区間となっているところでござい

す。

主要地方道関・本巢線整備促進期成同盟会は、昭和15年度に設立されまして、国土交通省中部地方整備局、県並びに関係県議会議員等、関係機関に要望活動を実施してまいっております。また、平成6年からは、県が木倉地内で改良事業を実施されまして、地元の自治会長さん初め役員の方々の協力をいただきながら進めてまいったところでございますが、木倉地内の、先ほどの50メートル区間が地権者の協力が得られないと。これは相続の関係で大変複雑になっているわけでございますが、これが未施工となっているところでございます。

新市におきましても、県議会議員の方々とか、国・県道特別委員会の皆様を通じまして、県へ強く要望をしましてまいっておりますが、木倉地内の未施工地の用地取得が前提だと、こういうふうには県は言っております。この未施行地区の50メートルが完成しないうちには木倉、金原間の着手はできないと、こういう回答をされているところでございます。したがって、本市としましては、この木倉地内の用地問題の解消に対しまして、県とともに最善の努力をしましてまいりたいと、このように思っております。また、終点の金原地内の整備につきましても、引き続き県に対しまして強く要望をしましてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本巢市所有林の処置についてとの御質問でございます。

宇部興産から寄附を受けました山林、公簿面積で409ヘクタールでございますが、これにつきましては4月5日に登記がすべて完了をいたしておるところでございます。この寄附を受けた山林のうち約3割につきましては、議員から御発言がありましたように、人工林として植栽されておまして、今後の管理が大事でございます。けもの被害防止、自然災害の予防及び間伐事業などが必要でございますので、こうしたことに対しまして森林組合を初め造林関係団体と連携を密にいたしまして積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げる次第でございます。

副議長（戸部 弘君）

次に、ハリヨ公園の内容と史跡の掌握について、助役の答弁をいただきます。

助役（高木 巧君）

それでは、白井議員のハリヨ公園の内容と史跡の掌握についての御質問にお答えをいたします。

本巢市外山地内には、御承知のとおり湯ノ古公園というハリヨが生息をしております公園がございます。この公園の管理につきましては、市の商工観光課が担当しておりますが、地元の川内の自治会さんに委託をいたしまして清掃などの事業を行っていただいております。この湯ノ古公園から本巢市神海地内の新井水湖に至る間の明谷川にはハリヨの生息地が点在をいたしておまして、岐阜県希少野生生物保護条例に基づきますハリヨ指定希少野生生物保護区、いわゆるハリヨ保護区と申しますが、これに指定するよう、本年5月に根尾川筋漁業組合などから要望書が提出をされておまして、市といたしましてもその趣旨に賛同いたしまして、県に対し要望活動を行ってまいりました。最近の情報では、本年11月に開催をされる予定の岐阜県自然環境保全審議会の審議を経まして、問題がなければ来年の3月に保護区に指定されることになってございます。

それから、市全体の名所・史跡につきまして、現在、市勢要覧を発行しておりますが、その中には主なものが掲載してございますけれども、今年度に作成を予定しております市全域の観光パンフレットにこの公園も掲載させていただき、その他の名所・旧跡ともにルート化を図ってまいり、PRをしてまいりたいというふうに考えております。よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔49番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

49番 臼井君。

49番（臼井茂臣君）

ただいまの御答弁に対して、今後ともよろしくお願ひしたいということでございますが、ただ1点だけ、特にこれからは、今までは全然内容的にそういう経験がなかったんだと思いますが、市長さんには特に県会議員とよく手を取り合っていたきまして、この第2点目の地方主要道路の内容につきまして、地域住民としましては何としてでも解決を早くしていただきたいというのが実情でございますので、今後とも一層の御指導、御協力のほどを再度お願いをしまして、答弁を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、44番 稲葉信春君の発言を許します。

44番（稲葉信春君）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

質問内容は2点でございます。

防災訓練のあり方についてでございます。

先般、防災訓練を行い、大変皆様御苦労さまでございました。各自治会からの報告は真剣そのものでございました。

しかし、その情報を受けた本部はどうであったか。それぞれ各自治会より被害状況を受ける中で、ただその情報を書きとめるだけではなかったのかなと。各自治会から報告されました内容に対して何らの指示もしていない。ですから、出先からの被害報告、見ておきますと全部一覧表にチェックしているということで、それは大変いいんですが、ただそのチェックしたのを黒板に張るだけで、それについての対処の仕方が全然何一つやっていなかったと。

私、当日は7時半から来ておまして全部それを見ていたわけでございますけれども、何のために各自治会から電話を受けているのかなあと。大体9時ごろになりますと一斉に重傷何名とか、床上浸水どんだけ、床下浸水どれだけとか、道路の損壊どんだけというようなことで、各自治会より報告が来ておりました。それをまた真剣になって受ける役職員の方が記録にとめておりましたけれども、先ほど言うように、ただ書いているだけで、あとは何にもしなかったということでございます。だから私も、それを見ながら大変疑問に思ったわけでございます。何のためにその情報を集めて黒板に書きとめておるのかなあと。やはりそのための訓練であるならば、そういう被害状況が、AならAという自治会から報告があれば、即それに対して対処する方法を指示するのが訓練ではな

かろうかなあというふうに思ったわけでございます。

前後しまして、そのときに地震がありました。私も夜中に起きまして、部屋の真ん中にちょこんと座って、物が落ちてきたらけがするだろうと思っておったんですが、ああいうようなときでも、やはり市の方から、今、震度どれだけですよと。ですから心配ないなら心配ないとか、一言何かそういう情報を伝達していただけると大変ありがたかったになあというのが実感でございます。また、そういうことは無理なのかなあというようなことです。防災無線を使えば一斉に、だけど防災無線を使うまでにそんな地震の震度とかそういうものを把握はなかなかでき得ないのかなあ。ですから、できないならできるような方法を今後は考えていただいて、地域住民がそういう不安に駆られるようなことのないように、今後その方法を考えていただきたいと思うわけでございます。

そういうことで、先般、けちつけるわけではございませんけれども、あの防災訓練、大変初めは立派にやっておりましたけれども、一番最後のところまで来て何かつまずいたようなふうに見られますので、その点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから2点目は、敬老祝賀会についてであります。

今、各所、あちらこちら各地域、敬老祝賀会をやっていただいております、大変ありがたいわけでございますが、御存じのように合併協におきまして、この敬老のあり方につきましても相当論議をいたしまして、カットカットで大分カットいたしました。本巢で言いますと、80歳以上は祝い金5,000円ずついただいておりますのが出ないとか、それから食事等が出たのがなくなったとかいろいろあるわけでございますけれども、そういう中で、当日、私たちは糸貫の方でやらせていただいたんですが、余りにも会場の出席者が少ないのにびっくりしたわけです。今まで、毎年本巢は体育館、俗にアリーナでやるわけでございますが、会場いっぱいになるわけでございますけれども、糸貫で今回やっていただきましたが、3分の1も入っていなかったなあと。大変人数が少のうございまして、がくりとしたわけでございますけれども、なぜかなあ。どうしてそんなに少ないのかなあというふうに、いろいろ考えてみたんですけれども、これは私個人なりの考えですが、やはり1年に1回しか会わないお友達等がたくさん見えるわけですね。ですから、腰かけに座っておりますと、それぞれの知人等の対話が少ない。ですから、テーブルを置いてああいうアリーナのようところでやりますと、あっち行ったりこっち行ったりしたりして、おい、久しぶりじゃなというようなことから打ち解けて旧知を温めることもできると。だけど今回は、それをやるような状況ではなかったというようなことから参加者が少ないんじゃないかなあ。このまま行くとだんだん減っていくんじゃないかなあというふうな危惧を抱いていたわけでございます。

合併協で、それぞれ祝い金とかいろんなものをカットするように決められましたので、決めたことはこれでいいんですけれども、ただその人数を、やはり皆さんが年をとられて、そして御苦労さんでしたと、長い間人生御苦労さんでしたといたわるにつきましては、そのいたわり方がちょっと欠けていたんじゃないかなあというふうに、私、思っていたわけでございます。

これは、私の住んでおります宝珠ハイツというところですが、先般、自治会において敬老会をやらせていただきました。これは65歳以上の方を集めたんですが、約150名ほどお見えになる

んですけども、プロの歌手を呼んで、そして食事をしながら懇親会を開いたんですけども、やはり特に私らのところはきのうまでは赤の他人で、どこの馬の骨かわからん人間ばかりでございますので、それが1年に1回一つところへ会することによって親しみを持って、今度は道で会ったら「こんにちは」とか「おはようございます」という声がかられるということでやらせていただいているわけでございますけれども、そういうようなことから思うと、やはり旧の本巢町方式の方がよかったかなというふうに思うわけでございますので、来年にかけてもっと皆さんが出席できる方法等を考えていただきたいなあというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、これは市長さんにお願ひでございますので、聞きおくだけで結構なんですけれども、来年100歳を迎えられる方が3名見えます。そのうちの2名は地元の方でございますので、5年以上たっております。1人、宝珠ハイツにおるんですが、家族、ばあちゃん、それからその下のまたばあちゃん、その孫夫婦等が引っ越しで来ているわけでございますけど、来年100年たちますけれども、対象になりません。私たち自治会としては、市から何も出ないので、自治会で何かしてやるかというような話をしているわけでございますけれども、私も合併協に出たときに、こういう状態になるということは夢にも考えなかったんですね。だから、あのとき論ぜられたのは99歳になって、おい、本巢に行くお金がたくさん当たるで籍を移動しようじゃないかといって、それを防止するために、じゃあどれぐらいがいいかということで5年というものが決めた経緯があるんですけど、今になって、その人が来年になって4年しかたたんですよ。そうすると1年足らんというようなことで、これは規則ですから当たらないのは仕方ないんですが、できたらポケットマネーでもひとつ行かれて祝っていただけたらありがたいなあ。これは私の願ひでございますので返答は要りませんが、そういうお年寄りの方がお見えになるということをお認ひしていただきたいと思ひます。

以上2点、質問させていただきました。ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

防災訓練のあり方について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、稲葉議員の御質問の防災訓練のあり方についての答弁をさせていただきます。

過日、8月の29日でございますけれども、市民を初めとしまして関係者の協力を得まして、総参加人員1万3,000人というような形で、本巢市の第1回の防災訓練を実施させていただきました。今回の訓練では、行政としまして、市としましては災害対策本部の設置訓練を初め情報の収集伝達訓練、それから避難所の開設訓練、それから応急救護所の設置訓練を目的として行っております。それから、住民とか自主防災組織におきましては、情報の収集伝達訓練、それから避難の誘導訓練、避難誘導訓練を目的としました。それから、警察及び消防署におきましては、倒壊家屋から救出をする模擬現地訓練を主なメニューとして実施をいたしたところでございます。

今、議員さんから御指摘をいただきました、それぞれ被害の収集伝達を行ったということでござ

いますが、それぞれ行いました。それから、地域から情報をいただきました。これに対する対応がなかったというふうに御指摘をいただきましたが、実は今回、私の方は、その対応としまして、各中学校の校下別でそれぞれ避難所の開設訓練、それから応急救護所における担架の作成の方法とか三角巾の活用方法等、また現地で模擬倒壊家屋から救出を行うという救出訓練、それからさらには、要するに消防署、警察への応援要請も行った中で、それぞれの校下で行ったわけですが、当然議員さんもそこに参加をされたと思います。この庁舎の中で確かに朝7時半からここにお見えになっていたわけでございますけれども、現地ではそういうことが行われたということでございますので、今後、訓練の面につきましてはまだまだありますけれども、次回からは、またもっとメニューを変えながら検討していきたいというふうに思うわけでございます。

次に、9月7日未明に発生しました地震の情報提供でありますけれども、市に設置してあります地震計のデータは、今、瞬時に県の消防防災課を通じまして、テレビ、あるいはラジオで流れるシステムになっております。大体5分ぐらいで流れることになっております。そうした中におきまして、市におきましては震度3を表示しておったわけでございます。防災の職員の初動マニュアルにつきましては、震度4で総務部の職員を初め幹部職員が自動参集すると。そして、被害の情報を収集するというようになっております。それから、震度5弱以上で全職員が参集するというふうになっております。

そんな中で、被害状況を踏まえ、震度5以上の場合につきましては、防災無線等によりまして、市民の方が安心して行動ができるような情報伝達をしたいというふうに考えておりますので、無限に震度3とか震度1、2でいろんな情報を流しますと、かえって住民の方が混乱されるんではないかというように考えております。やはり私どもの初動マニュアル、こういうものに基づいた中での状況を踏まえて、住民の方に安心できる情報を伝えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

次に、敬老祝賀会について、健康福祉部長の答弁を求めます。

健康福祉部長（中村 節君）

稲葉議員の敬老祝賀会についての御質問にお答えを申し上げます。

今回取り決めました敬老祝賀会についての流れを御説明申し上げます、御理解を賜りたいと思っております。

合併前におきましては、飲食を伴う祝賀会を開催していましたが3ございます。並びに飲食なしで記念品等をお渡ししておりました町が1町ございます。新市における実施方式につきまして、私ども執行部で検討した結果、三つの主なものがございました。

一つは人的な面、もう一つは時節柄涼しい場所で、三つ目は、交通安全面に考慮しながら、執行部でどうしたら楽しく過ごしていただけるかということを検討をしております。

特に、今までは他団体や個人の方々に御協力もいただき、御迷惑をおかけしておりましたが、できる限り職員で対応させていただき、高齢者のおもてなしをしてまいりたいと考えました。結果的

には、バスによる送迎をいたしました。送迎につきましては、職員が添乗員になり、高齢者に番号つきのワッペンを張りました。並びに出席者につきましては、袋の中に名簿、記念品と飲み物及び本巢市内で利用できます商品券、500円券4枚の2,000円分でございますが配付をさせていただきました。欠席者につきましては、名簿と商品券を配付させていただくことといたしております。

また、式典と余興を行うことにより、参加者の皆様にも楽しんでいただけるよう計画いたし、この9月3日に真正地域、9月7日に糸貫地域、糸貫地域につきましては警報により中止をいたしました。今後調整してまいりたいと思います。9月10日におきましては、本巢地域で行いました。並びに9月14日、きのうでございますが、根尾地域で行いました。そういうことで、順次進めていただいております。確かに、何かの都合によりまして参加者が少なくなった地域もございました。残念には思いますが、今まで3地区におきまして実施させていただきましたが、お帰りの際には、多数でございますが、大変よかった、また同じような催しをしてもらいたいと、そんなお言葉をいただきました。合併後初めてのことでございましたが、今後におきましてはできるだけ参加をしていただけるよう、老人クラブ等、高齢者に話をさせていただきまして、楽しい敬老会となりますよう努めてまいりたいと思います。御理解を賜りたいと思います。

それから、市長ということでお願いがございました長寿者表彰でございますが、新市になりまして、満100歳のお祝いということで、先ほど稲葉議員ございましたが、5年以上本市に在住している方で50万円のお祝い金を考えてございます。現在、本巢市としては1人該当してございます。並びに米寿のお祝いでございますが、88歳、これにつきましても3万円のお祝いということで、合併協で調整されたものでございます。これにつきましては、現在128名が該当してございますが、やはり高齢者でございますので、お亡くなりになる、そういうことでございます。今後、市長とよく相談しながら前向きに考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔44番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

44番 稲葉君。

44番（稲葉信春君）

今、最後に申されましたことは答弁は要りませんので、申しわけございませんが、内容はわかっておりますので、その内容はわかっておりながら無理にちょっと一言お願いしたわけでございますので、御答弁は結構でございます。そういうことでございますので、市長さん、よろしく申し上げます。

今、防災訓練のお話が出まして、これは私も無知でございましたが、震度4以上でない無線放送はしていないということは、私ちょっと知りませんでしたので、やはり住民で知らない方もたくさんおるんじゃないかなと思います。何かのときにそういうことを知らしめていただければ、住民が、これだけ地震はしているけれども、放送がないということは軽いんだなあというふうに、あべこべにまた楽にそれをとるということでいいんじゃないかなあと思いますので、申しわけございませんけれども、そういう機会がありましたらよろしくお願ひしたいと思っております。

それから敬老祝賀会でございますけれども、私、先ほども申しましたように、一番聞くのは、せっかく行ったけど知った人とお話が全然できなかったということをお聞きして、同じ町内でありながら隣へ、ちょっと二、三向こうにおったけど、結局全然話せずに帰ってきたわというようなことを聞きまして、今後そういうことも含めまして、よく御検討していただきたいというふうに思います。そういう高齢者の方々が楽しく1日過ごせるような方法を、もっともっと研究してやっていただきたいとお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

ここで暫時休憩をいたします。

10時20分から再開をいたしますので、よろしく申し上げます。

午前10時02分 休憩

午前10時19分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

先ほどの稲葉議員の質問の中に、どなたかわからんという例えが、ちょっと不適切な発言であったので、稲葉議員に陳謝を求めて議事録から抹消をいたしたいと、こんなふうに思うもので、よろしく申し上げます。

〔44番議員挙手〕

稲葉議員。

44番（稲葉信春君）

先ほど一般質問の中で差別用語を使用いたしまして、まことに申しわけございません。この私の発言しました内容を一般質問より削除していただけたら幸いです。よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

はい、了解します。

続きまして、47番 川村高司君の発言を許します。

47番（川村高司君）

それではお尋ねをいたします。

5点質問通告がしてありますので、通告の順に従ってお尋ねをいたします。

第1番目は、本巢市の産業廃棄物問題とワイティ建設についてであります。

この問題については、新聞でも報道をされ、また住民から一体どうなるんだろうかと、こういうことで要望書も出ておるところであります。こういう点で、我々環境福祉常任委員会は、8月の26日に現地を視察をいたしました。こういう視察については、やはり抜き打ち的にやるのが適当だということで、当該業者にも連絡もしないし、そういうことで、池田町、瑞穂市、本巢町と回って、視察をして帰ってきました。

ところが、その間に、その関係業者から、無断で土地に入ったということで役場に連絡があったようであります。連絡をしるということでありました。そういうことがありましたので、委員会を終了した後にその電話の番号にかけましたが、かかりませんでした。ちなみに、その業者はその一、二週間はなかなか連絡をとろうと思って連絡ができなかったということを情報として聞いておりますが、その電話はかかりませんでした。一体どの問題の苦情なのかなあとということで思い返してみたところが、どうも池田町で、我々は公道から視察をしておりましたが、一部がその土地の中に入った、そのことではないかなあとというふうに推察をいたしました。

そういうことで、こういう時期柄であったので、法律的な問題になってはということで法律の専門家とも相談をいたしました。刑法の130条だとか、あるいは軽犯罪法から照らしてみても、あまりよくはないけれどもそれほど問題がないというような話を受けて、それは事後処理として事務局に任せて真正の庁舎におりましたところ、その業者から電話がかかってきたので、出てくれということで電話のやりとりをいたしました。

そのやりとりの開口一番、大勢で来たので社員が帰ってしまったと。どうしてくれるんだというような話でした。私としては、公道から見るともりであったけれども一部が入った。申しわけないということで申し上げましたところ、また繰り返し、大勢でびっくりして仕事ができなかったということを言いました。そのことについてはこちらの責任ではない。そちらの社員が帰られるのはそちらの勝手だと言いましたら、その業者は、なら、おまえんところへ多数で押しかけて家の前に立ってやろうかということを行いました。それは脅迫ですかと言いましたら黙ったんで、脅迫であったのかないかわかりませんが、そういうやりとりをしました。それに続けて、我々は事前に瑞穂市で見てきたりしているの、大変ひどいもんだ。そういうのを实地に知りたいから見に来たんだというふうに言いましたら、もう池田は悪くないと、こういうふうにその相手は言いました。じゃあ、それまで池田は悪かったかと聞いたら電話を切りました。

携帯電話であったので電話代がもったいなかったのか、答えられなかったのかわかりませんが、ただ、こういうやりとりがあったことを報告しながら、この産廃の問題を考えて見ますと、本来、この産廃問題というのは開発協議にかかっています、この旧の本巢町において開発要綱ができていて、議会も関与をしてこの開発要綱の実施に当たるという考え方ができたもの。したがって、我々のこの視察は喜んで向こうが受け入れて、こういう施設だといってお土産まで持たせてくれなくてもいいけれども、まあ産廃をお土産にもらっても仕方ありませんが、全く逆の立場で立ち入って何事だというのは、その業者の本当にその姿勢が問われる電話だったというふうに思います。

そういうことで、この問題、本当に本巢市として真剣に考えていかななくてはならないということで、3点ほどのお尋ねをいたしておるところであります。

この間に、先ほど質問等で、9月10日に敬老会がありました、その折に私どもは対県交渉を行いました。対県交渉の中で特に県に対してお尋ねをしたのは、現在の池田町の処理がどう行われているのか。また、法律に照らして正規の運搬業者で行われているのか、どこへ持っていつているのか。こういうことを主に、私はお尋ねをいたしました。

というのは、現在改正をされておりますこの産業廃棄物の処理法、いろいろ不備な点があるし、問題はあっても現在の問題を非常にはっきりさせてきていると。例えば府県の調査権限の拡大、また不法投棄にかかわる罰則の強化、そして国の関与の強化、悪質な処理業者への対応のさらなる厳格化ということで、こういうようなパンフレットが出ておりますが、こういうようなことは、今、全国的に徹底をさせておる。

その中で、今回問題になっております池田町及び瑞穂市の産廃業者。もともとこの見に行きましたところ、この看板に書いてありますように、「住宅ブロック塀などの解体から大型規模なビル解体までをお任せください」と、こういう看板を掲げています。こういうことで、現在のような瑞穂市の状況が、あるいは池田町の状況が出ていると思うんですが、そういうものが本当に正規の内容としてやられて今のあの堆積物ができているのかという疑問があったので、そういう内容、あるいは名義貸し、こういうものについてはこの産廃物の関連する産廃物処理法の中では非常に厳しくしております。また、我々が心配をするのは、この産廃の堆積物には建築廃材があって、こういうものについては、この産廃物処理法の特定管理産廃物の概要の中でいう例えば石綿、こういうものが過去建築物の中にはたくさん使われて、そういうものがこうした、言ってみれば法律の枠の外で持ち込まれたりしていれば、石綿の飛散にもつながる。そういう点で、まず現在のこの業者の実態内容をやはり明らかにする必要がある、そういうことをこの交渉の中で尋ねました。そういう点では、我が党の県会議員の発言によれば、前に比べれば大変前進している、こういう発言を行っていましたし、我々もその県の立場に対して、一定の共感を覚えたところであります。

ただ、国が出している環境白書の中で、岐阜県はこの問題に全国に先駆けて取り組んでいると言われながら、善商の問題があったり、そういう点では、現在の現行法でも取り締まれるものが十分取り締まられていない、こういうことを感じました。やはりこの廃棄物処理法を徹底して我々が利用をして、この廃棄物循環社会の形成の中で正しい廃棄物のあり方というものを求めていくことがやはり一番の道ではないか、こんなことを感じました。

この対県交渉の中で、瑞穂市の議員も出ておまして、瑞穂市の報告書はどうかということ聞きましたら、いやそれは見ていないということで、多分、瑞穂市から県に対してどこかの部署にはその報告書が行っておると思いますが、その対県交渉に出てきたいいわゆる実戦部隊に当たるところには届いていない。まだ、県の中でもこうした産廃物の処理法に全体を挙げて取り組むまでになっていないと、こういうような印象を受けました。

その過去の経過やら、それから対県交渉のお話を今簡単にいたしました、お尋ねをしたいのは、現在の法律の徹底運用ということで、本巣市はどうするのか。あるいは、本巣市ができない部分は県に対してどのように求めていくのか、このことを明確にしていくことが本巣市の責任ではないか。ただ単に県任せにするだけでなく、あるいはまた本巣市でできることがあれば、それは条例でなくても指導指針なり、あるいは行動指針という形で持ってもいいから、やはり本巣市として、一番住民な身近な自治体としてこういうものが取り組めるような体制をとっていくべきではないか、こういうことをお尋ねをしたいと思います。答弁をよろしくお願いいたします。

第2番目は、災害時の訓練と、地域の非常時の情報体制についてお尋ねをいたします。

先般の災害訓練については、本当に多くの市民が協力をして、そういう意味ではこれから起こるべき災害に対応するというところで、市としても、また市民としても真剣に取り組まれるというふうに思います。私も、その中でアマチュア無線の関係で少し協力をして動いたわけですが、その際に思ったことは、もう少しアマチュア無線の関係での整備をしてはどうか。そういう問題やら、こういう情報が一番届くか届かないか、そして届いた状況を逆にモニターをするという意味でも有効であると思いますので、こうした情報収集の有効な手だてとして、職員等がアマチュア無線の資格を取って、現在の広報無線とあわせて多くのチャンネルの情報収集を持つようにしてはどうかということを考えるわけですが、御意見をお聞かせ願いたいと思います。

このアマチュア無線の電波の状況を関係者として見ておりました考えたのは、山間部を控えていて、特に根尾方面の情報がどのようになるのかということが特に心配をされた。そういう点では、根尾には中部電力のダム関連の通信システムがあります。非常時には、そうした企業の情報システムを行政として使えるようなことを日常的に考えていってはどうかということも思いました。あるいは、特に山間部に電波を届けようと思うと、どうしてもその山が邪魔をする。幸い住友大阪セメントには高い塔がありますので、そういうところにアンテナ等を立てて、情報の収集ができるのを多面的に図っていくということをお尋ねしたいと思います。

また、我々のアマチュア無線は、各町内を回って行政がやるのと同じ情報をとって回ったわけですが、そのときにふっと思ったのは、大和園等のような老人施設、福祉施設はどうなんかなあと思って、単独でありましたが行きましたら、今回の件については何にも話はないということで、私としては余分でしたけれども、大和園の状況の報告を受けて、そして終わってから担当に、できたら来年度はこういう福祉施設、あるいは市内にはリバーサイドなどの大規模施設がありまして、災害時には不特定の間人がその災害に見舞われるという問題では、こういうところに対する対応も、別の問題として考えていってはどうかということでお尋ねをしたいと思います。これが2番目の問題でございます。

3番目の問題につきましては、根尾川の河川敷利用と洪水予測ということでお尋ねをしたいと思えます。

ちょうどこれは7月の18日の根尾川の水位を示す写真で、私もそのとき大変心配だったので、山口の頭首工から日当まで走破をいたしました。非常に水が出ておったけれども、過去に比べればまだ少ない方だなあというふうで見えてまいりました。

今回の夏の集中豪雨というか、台風の中で、福井県の洪水の問題で論議をされているのは、一つは足羽川、福井市内の大きな河川ですが、その堤防に高さの差があったと。そこが決壊をしてあの福井の洪水が起こったというようなことが指摘をされています。このことは県の出先機関は承知をしておったけれども、ところが県の中でもそれを管理しているところでは知らなかったというような新聞報道がされております。そういう点では、改めてこの根尾川の堤防について、もし洪水が起こって、あれは高さがちょっと足らなかったんだというようなことで浸水をしたりするという

では、本当に我々として申しわけないことだと思いますので、その点での調査等について再点検をしてはということと、ちょうどその日に、やはり根尾の奥で釣りをしていた釣り客が取り残されたということで、水防団が御足労を願っていた。大変そのときの御尽力には敬意を表するわけです。

ただそのときに思ったのは、これは後日、根尾川を写したのですが、8月の22日に。これは万代橋から飛びおりているところなんです、いろんな形で根尾川を利用されておる。その横には、このテントを張ってキャンプをしておられる方もある。こういうことで、根尾川が今いろんな形で利用されている。それは非常に結構なことだし、我々として客人を迎えるということでは歓迎すべきことですが、ただ、よそから知らないで入ってみて、出水になっても気がつかないで釣りをしていたとか、そういうことがあれば、やはり我々迎える側としては申しわけないことなんで、こういうことがないように、根尾川の利用についてももう少し周知できるような看板だとか、あるいは情報の伝達ができるようなことを考えてはどうかと思います。先般の防災訓練の際にも、地元の県会議員が防災無線のもう少し多角的な利用をしてはどうかということ締めあいついでおられましたが、やはりいろんな形で情報が伝達できるようなことを、もう少し根尾川の河川利用については考えてはどうか。これは釣りに行ったときに、釣り屋さんでもらってみえたのか、割と有名な釣師が私にくれたものですが、例えば危険なところ、過去に事故があったところだとか、あるいは日釣り券を出すときに、その日釣り券にあわせてそういう注意だとかを、もう少しよそから来た人にもわかるようにしてはどうかというようなことを言っておられました。そういう点で、やはり根尾川を本当に観光として、また周辺の地域の人の川として利用するためにもそういう配慮を市としてお願いできないか、こういうことをお尋ねしたいと思います。

もう時間がないようですので、4番目に上野市で環境税を設置をしたということは資料をいただきましたが、協力金というような形で環境問題に関する協力費を本巢市としても立てて、環境問題への取り組みの費用に充ててはどうかということが4番目の質問であります。

5番目の問題については、現行の高額療養費の受領委任払いについて、貸し出しということで現在を対応しておりますが、お金を借りるのは嫌だというような心理からすれば、もう少し制度を変えて受領委任払いにしてはどうかということをお尋ねして質問を終わります。答弁をよろしく願います。

副議長（戸部 弘君）

本巢市の産業廃棄物問題とワイティ建設について、高額療養費受領委任払いについて、市民環境部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

川村議員からの1番目の御質問の本巢市の産業廃棄物問題とワイティ建設についてと、最後の高額療養費受領委任払いについての御質問にお答えいたします。

まず最初に、本巢市の産業廃棄物問題とワイティ建設についてのことでございますが、先ほど御質問で法林寺の地内におけるワイティ建設の事故につきまして、経緯、経過など御説明あるいは御指摘をいただきました。それにつきまして、今後、本巢としてどう対応していくかということにつ

きましてお答えをさせていただきます。

その前に8月の26日に環境福祉常任委員会におきまして、今までの市における対応について経緯、経過を報告させていただきました。

今後の対応につきましてであります。産業廃棄物の処理や施設整備については、県・国がその事務として事業者等の指導を行うべきものであると考えております。岐阜県内において産業廃棄物の最終処分場が不足しているため、岐阜市の問題やらワイティの問題が起きているかと思えます。

岐阜県は、平成8年より提唱した地球環境村構想は、産業廃棄物の適正処理を目指したものであり期待をしておりましたが、用地確保の問題等もあり処理施設の設置までは至っておりません。また、市町村は区域内の産業廃棄物排出状況の把握が困難な状況であります。産業廃棄物の対策は、その処理・処分の現場をどうするかというよりも、この排出の現場を押さえることが大事であるかと思っております。マニフェストの確認や情報の公開など、排出者に対する取り組みを県と連携をとり強化していきたいと考えております。

また、本巣市においては、4月から環境監視員が市内のパトロールを行い、不法投棄等の監視及び指導を実施しております。発見した場合には、県へ速やかに連絡を行い、適切な指示をお願いしているところであります。また、岐阜地域廃棄物不適正処理対策会議における定期パトロールの実施、法令に基づく処理の指導を行っておりますが、いずれも限界がありまして、今後におきましては、岐阜県条例の中に産業廃棄物等の保管における届け出の義務、搬入の一時停止命令及び罰則の規定等を盛り込むこと、また、違反者に対しては営業停止等の強い処置をするよう、強く要望していきたいと考えております。

続きまして、高額療養費受領委任払いについてであります。高額療養費の制度につきましては3月定例議会でお答えをさせていただきましたが、医療費の自己負担が高額になり一定額を超えた場合、申請により、その超えた部分が高額療養費として支給される制度であります。支給方法につきましては、高齢者の入院、特定疾病の療養に係る高額療養費の支給及び訪問看護療養費以外については、原則として償還払いとされています。

ただし、70歳以上の高齢者につきましては、平成14年10月の法改正で、住民税非課税世帯等所得区分により該当する場合、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をすることにより、入院で自己負担限度額を超過した分を受領委任方式により現物給付化がされており、高齢者の窓口負担が軽減されております。このことから、高額医療費の支給について、70歳以上の高齢者以外の場合は、制度上、申請により償還払いが原則となっているということでもあります。これにより、高額療養費の支払いが一時的に困難な場合は、再度申し上げますが、高額療養費貸付金制度を御利用できることになっておりますので、この高額療養費の貸付金制度につきましては、現在、社会福祉協議会で4月から制度化いたしまして運用がされております。高額療養費支払い資金貸付申請書に委任状を添えて提出していただければ、すべての手続は社会福祉協議会で行われ、現金もなぶらずに、手続等が比較的容易で利用しやすくなっておるということでもありますので、御理解いただきたいと思っております。

副議長（戸部 弘君）

次に、防災訓練と地域の非常時の情報体制について、住友大阪セメントの廃棄物処理に対する課税制度について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、川村議員から御質問をいただいております第1点目の防災訓練と地域の非常時の情報体制について、これ、細部に5点にわたって御質問がございます。お答えをさせていただきます。

その前に、過日の防災訓練に際しましては、特にアマチュア無線のクラブの方に御協力をいただきましたことをお礼申し上げます。

それでは第1点目の、災害時のアマチュア無線ボランティアとの防災協定、施設整備等についての御質問ですけれども、お答えをさせていただきます。

災害時に、アマチュア無線は迅速に情報収集、伝達できる通信手段の一つと考えられます。現在策定中の本市の防災計画におきましても、防災通信網の整備の中にアマチュア無線クラブとの応援協定により協力を得て情報の収集、伝達を図るとしてしております。今後、アマチュア無線クラブとの防災訓練を行いました反省会を持ちまして、NTTはもとより、ボランティア団体との協議及び連携、協力により、災害時における通信手段の確保に努めてまいりたいと考えますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に2点目でございますけれども、職員の無線資格及び無線室、あるいは公用車への無線整備の導入についてということでございますが、市といたしましては、現在、防災行政無線整備計画を検討いたしておるところでございますが、この中に移動系、携帯用と車載用でございますけれども、整備を含めております。また、災害時に対応できる防災行政無線整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、職員におきましての無線資格でございますけれども、今、35名の者が特殊無線技師、乙種ですけれども、この資格を持っておりますので、災害時にはこれを十分に活用してまいりたいというふうに考えております。

次に、中部電力のダム関連通信システムの利用、あるいは住友大阪セメントの施設利用についてでございますけれども、中部電力のシステムにおきましては中部電力専用のものでございまして、現在、放流時等に放流状況がファクス送信されるNTT回線による通信となっております。したがって、この通信システムの利用は不可能と考えますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、中部電力のほかの施設及び大阪住友セメントの施設利用協力につきましては、今後、アマチュア無線クラブ及び両企業と協議をし、利用協力依頼をいたしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから4点目の災害時のボランティア施設についてでございますけれども、現在作成中の本巢市の地域防災計画の中で検討し、ボランティア施設、ボランティアセンターの計画の中で指定をしたいというふうに考えています。この指定は体育館とか、その災害に応じて福祉センターとかそういうものを指定を考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから5点目でございますけれども、福祉施設及び大型集合施設等の対策についての情報の収集でございますけれども、過日実施いたしました本市の防災訓練におきましては、情報伝達訓練においては自主防災組織及び職員による被害情報の収集訓練をいたしましたが、災害対策本部から直接福祉施設や大型集合施設への情報収集、または報告といった訓練ができなかったことは、次への訓練への課題と考えております。今後、福祉施設及び大型集合施設への訓練協力、あるいは災害時における情報提供、収集体制の確立に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に4点目の御質問でございますけれども、住友大阪セメントでの廃棄物処理に対する課税制度についてお答えをさせていただきます。

議員の御質問につきましては、3月の議会の一般質問で、市長が住友大阪セメントで処理される廃棄物についてはリサイクル原燃料として再利用するものであり、当市内において最終処分をするものでない点から、法定外目的税としての課税根拠が見出せるかどうか検討すると申し上げており、現在も検討をしております。

先ほど議員からお話がありました上野市では一般廃棄物の最終処分が行われており、上野市環境保全負担金条例の制定により、この10月1日より市外から持ち込まれる一般廃棄物を搬入する他の地方公共団体に対しまして、トン当たり1,000円の負担金の納入を求めるという条例でございます。

いずれにいたしましても、最終処分場に持ち込まれる一般廃棄物を課税客体としており、住友大阪セメントに搬入される廃棄物の処理がリサイクル原燃料か最終処分をされるものかにより判断せざる得ないというふうに思うわけでございます。課税客体の見きわめが難しいと思いますが、今後同施設に搬入される廃棄物の内容によりまして検討をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

次に、根尾川の河川敷利用と洪水予測について、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、川村議員の3点目の根尾川の河川敷利用と洪水予測についての御質問にお答えをいたします。

まず、根尾川の安全についてでございますが、ことし8月に水難事故が発生したことは御存じだと思います。河川管理者が岐阜県となっておりますので、河川砂防課と協議し、市において遊泳注意等啓蒙看板の設置を計画してございます。

次に、河川環境についてでございますが、郡内の1級河川改修促進期成同盟会の事業といたしまして、平成15年度に根尾川の山口地内に河川美化、また不法投棄防止看板を設置いたしました。また、従来から実施しておりますが、根尾川環境管理人を選定いたしまして、7月から9月までの間、定期的に週2回ほどのごみ等の処理をお願いし、美化に努めておるところでございます。

根尾川の降雨・流量・洪水の予測見直しについてでございますが、国土交通省は山口観測所でそ

れぞれ水位設定されていて、警戒水位 2.2メートル、出動水位 2.9メートル、危険水位5.33メートルとなっております。根尾川の観測データが、根尾樽見、山口で10分間隔の河川防災情報として確認できます。それにより判断したいと考えております。また、近年見られる異常降雨時のパトロールに努め、災害場所の早期発見、河床状況の変化を県に対して情報提供をするなど取り組んでまいりたいと思います。御理解のほどよろしく願いをいたします。

〔47番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

47番 川村君。

47番（川村高司君）

自席からお願いをいたします。

一つは、第1番目のワイティ建設の関連ですが、この産廃法を見ておりますと、例えば報告の聴取ということで、第18条は「都道府県知事または市町村長は」というふうになっております。また、第19条の立ち入り検査についても同じように「都道府県知事または市町村長」ということで、ある意味では同等の資格を与えているということと同時に、やはり一番身近な部分の自治体である市レベルでこの問題に取り組んでいくということが一番大きなことだと思います。

今回の法林寺の問題の中で、ある程度、今後の方向はわかりませんが、現行に至っている大きな理由は、市と、それからその住民との、言ってみれば関係プレーというようなものが一定今回の動きを停止させている大きな力だと。そういうものがまた県を変えていくという上でも、この法律の報告の聴取だとか、あるいは立ち入り検査等については、やはり市の方がやりやすいということで、その辺の法的な整備やら手続を県と協議をして整備をして、市が主体になってこの問題に取り組んでいくということが大事ではないかと思っておりますので、この法律の主としてやらなければならないことをもう少し整備をして行動要綱なんかをまとめるということが必要ではないかと思っております。その点と、今後、県、国に対して要望していくことについては取りまとめをして、議会と行政が一体となってこの問題に取り組んでいくことが必要かと思っておりますが、その点のお考えをお尋ねしたい。できましたら市長の答弁をお願いします。

それから環境税の問題ですが、これはいろいろ調べてみますと、例えば岩手県などは他県から持ち込まれる産業廃棄物については協力金を取るということで、トン当たり 500円を課しています。こういう条例を市として持つのが適当なのか、県あたりがそういうものをつくって、市と県とでそういうものの協力金の案分を決めてやっていくのか。これは、産廃のこの法律の、例えばマニフェストなんかを見ておりますと、多分これはその報告該当者は県あたりになるんで、そういう情報というのは市よりも県の方が持ちやすいということでは、こういう条例を市と県とが協力しながらつくって協力金をかけていくというようなシステムも考えられると思います。そういうことで、さらに検討をお願いしたいと思います。

また、市によってはこういう廃棄物の持ち込みをしないという自治体が32自治体あるというふう聞いておりますが、先ほどの住友大阪セメントの場合として、原材料だというようなことが一つ

の懸案の問題として出しておられました。常識的に見て原材料ならお金を払って買うというのがあれだと思っので、多分、推測ですが、この住友大阪セメントのこういう廃棄物についてはお金をいただいて原材料にしているというふうに思われますので、性格的に言えばやはり廃棄物の本巢市の通過というような問題になる。それに伴う問題は当然出てくると思っますので、そういう点からも、さらに課税客体とするのか、協力金にするのか、そういう点では今後の検討にまつとして、やはり協力金としての課税をしていってはどうかということでお尋ねをしたいと思っます。

それから3番目の根尾川の問題で、その釣りの専門家というのか愛好者から聞いた話だと、例えば今の漁業組合のある場所についてはガリをやられていると。ガリの糸が切れたりして雪だるまのような玉になっていて、そういうところで遊泳していると、あのガリの針が刺さると非常に大きな事故になるというようなこともしておられました。これは漁業組合の責任かどうかわかりませんが、やはりああいうところでのガリ等については制限をして友釣りだけにするというようなことでの、もう少し市としての釣りに対する検討も必要ではないかと思っますので、そういう点での答弁がいただければと思っます。

3点、再質問をいたします。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

自席から御答弁を申し上げたいと思っます。

ただいま、文殊の産業廃棄物に絡んでの御発言でございました。

産業廃棄物は県の所掌事務と、こうなっているわけですが、そうばかり言っておれんのではないかということでもございました。私どもも強くそう認識をいたしております。今回、文殊のワイティ産業の投棄問題につきましては、本当に、議員おっしゃるように各機関の連係プレーが大変うまく行かまして成果を上げてきたと、このように思っているところでございます。本当に地元の自治会長さんの方々、さらに行政、議会、県は当然担当でございますし、北方警察署の皆様も本当に献身的に努力をしていただきまして、あれだけでとどまったということでありまして、大変うれしく思っ次第でございます。こうしたことに対しましては、県の事務というばかりでなしに、やはり地域関係機関は一体となって取り組んでいくということが大変重要でありますので、これを契機としまして、一つのマニュアルとして今後対応していくべきものと考えておるところでございます。

それにしましても、県条例で定められております産業廃棄物のことでございますので、県条例につきましても、先ほども部長より答弁させていただきましたが、条例の強化をしていただかないと、いかに面が多分にあるんじゃないかと、このように思っますので、そうした点強く要望をしまいいりたいと思っますし、市の対応といたしましては、今の経験を生かして、繰り返しとなりますが努力をしまいいりたいと、このように思っ次第でございます。

また、大阪住友セメントの環境税と言いますか、これにつきましては原燃料、燃料にしているん

だということの違いがあるわけですが、議員御指摘のように料金を取ってなさっていらっしゃる。燃料も料金を出して買われるわけですので、その辺の判断が大変難しいところがありますので、3月の御質問以来いろいろ検討をさせていただいておるんですが、私どもとしては、ここへそうしたものが持ち込まれるわけですので、御指摘のように協力金とか、上野市は負担金という形ですが、何らかの方法がとれないかと、そういうことについて努力をしていくべきものと考えておる次第でございます。

また、根尾川的环境整備につきましての、釣りのガリの針の措置等々が例として出されたわけですが、これにつきましては十分漁業組合にも申し出をしまして、適切なる指導を組合としてもしていただくようお願いをしたいと思います。よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔47番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

47番 川村君。

47番（川村高司君）

ありがとうございました。

利用料というか協力金につきましては、上野市の今回のこうした課税というか協力金ですか、趣旨としては、上野市は環境保全負担金というふうになっていますね。負担金の条例を定めて、考え方としては、上野市で出す廃棄物の5倍以上が持ち込まれている。だから、そういうものに対する負担金だという考え方です。ですから、本巢市としても、本巢市の市民が出す以上の廃棄物がこの本巢市を通過するということが、環境のよくなるということは思われませんので、悪くなるということに対する協力金、負担金を課していくというようなことをやるのが、ある意味でのその税の上の公平を求める点からも必要ではないかと思っておりますので、要望して質問を終わります。答弁は要りません。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、13番 藤沢敏夫君の発言を許します。

13番（藤沢敏夫君）

13番 藤沢敏夫でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、2点ほど質問させていただきます。

まず1番目に、義務教育対象知的障害児の施設、対応についての質問でございます。

平成5年度障害者基本法が公布され、平成7年から7年間、障害者のノーマライゼーション、すなわち長年住みなれた地域とともに権利を持ち、安心して住める社会環境を主眼として取り組まれてきました。機能障害による能力低下、それに伴う障害児のライフステージに応じた医療・福祉・教育等が重要視されてきました。また、14年度から10年間の目標で、障害者を取り巻く状況、社会の情勢を踏まえ、今後の対応を随時見直していこうということでありました。

現在、大和園で痴呆性高齢者向け短期入所デイサービスセンターが来年完成を目指して建設工事

に入っております。また、近くには心身障害者小規模施設「ほたる」がある。このように多くの施設があり、新市になり、なお一層の福祉向上に取り組んでいただいております。

しかし、知的障害児施設はなく、学校、保育所、幼稚園等で特殊学級として補っていただいているわけですが、今後の施設について、4点ほどの質問をさせていただきます。

まず第1に、知的障害児は全児童の何%か。2. 知的障害児で本市から他の施設への出向者数はいかほどか。3点目につきましては、特殊学級数はどれだけか。障害区分、何が一番多いか。4番目に、来春の特殊学級入学予定の状況はどのようになっているか。以上4点お尋ねします。

続きまして、2. 国道157号線の木知原・神海間の自転車及び歩道設置とバイパス造成についてでございます。

根尾地域の日当地区におきまして、長年の要望とされてきた国道157号線の日当地内の陸橋工事が順調に進められております。そうして、今、その完成を目指して進んでいるところでございます。また、トンネル工事も1年は延びたが来年は着工ということで、大変喜ばしい限りであります。このように重要視されてきたこの事業、他の事業等はすべてとは言わないがストップし、協力体制がとられてきたわけでございます。その一つ、同じ国道157、道幅は大変狭く、そして曲がりくねっている。大変、雨降り等は通勤、通学、あるいは通院等においての自転車道が特に必要と、このように思われまして、自治会を初め外山地区の各方から、特にこれを早急に着工させていただくと、こういうような要請が町内会でも出ているわけでございます。そうしたことにおきまして、10年ほど前にその歩道の用地としてこれを購入してあるわけでございます。現在、県の財政事情も十分わかっているわけですが、やはりそうしたことにおいて事故等が心配されるわけでございますので、この点についても早急の取り組みをお願いしたいところでございます。

次に、腹案としまして、同場所の南側の山を横山と言います。この山を掘削し、砂利採集がされ山がなくなり平たんになってきました。その向こうは木知原で、市道長谷線が走っております。これを利用して、山口トンネル北側から神海口への直線のバイパス道を提案したいと思います。大変距離も短く、雪害も少なく最適と思うわけでございます。近い将来に向けて実現すべく提案させていただきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

副議長（戸部 弘君）

義務教育対象知的障害児の対応についてを、教育長の答弁を願います。

教育長（高橋茂徳君）

藤沢議員の御質問にお答えします。

まず1点目の御質問、本巢市内の小・中学校に在籍する児童・生徒数は、9月1日現在3,103名であります。そのうち、知的障害のある児童・生徒数は28名です。これは、市内の児童・生徒数の約0.9%に当たります。

次に2点目の御質問にお答えします。

1点目でお答えしました28名のほかに、本巢市外の特殊教育学校に通っている知的障害の児童・生徒が12名います。その内訳は、小学生が11名、中学生1名です。

3点目の御質問にお答えします。

特殊学級は、障害の比較的軽い児童・生徒のために必要に応じて小学校や中学校に置かれ、知的障害、情緒障害等があります。現在、市内小・中学校には、知的障害と情緒障害の2種類の特殊学級が設置されています。

小学校4校、中学校4校の計8校。学級数といたしましては、知的障害学級が八つ、情緒障害学級は二つ設置されておりまして、知的障害児が28名在籍しておりまして、一番多いです。

最後に、4点目の御質問にお答えします。

市教育委員会では、就学時健康診断の結果などに基づいて障害の種類や程度などを的確に把握して、それぞれの児童・生徒に最も適切な教育の機会を提供するため、専門家を含めた就学指導委員会を設置しております。就学指導の結果、盲・聾・養護学校への就学が適切と決定した場合には、県教育委員会を通じて保護者に通知します。本県市在住の知的障害の児童・生徒が就学できますのは、原則として県立大垣養護学校となっております。就学が必要と認められたすべての児童・生徒を受け入れることができますように、県教育委員会が手配をします。したがって、満杯で就学できないというようなことはございません。

副議長（戸部 弘君）

次に、国道157号木知原・神海間の歩道、自転車道設置及びバイパス造成についてを、産業建設部長の答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、藤沢議員の第2点目の国道157号木知原・神海間の自転車歩道設置と、バイパス造成についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、国道157号の木知原・神海間の歩道設置については、日当・平野バイパスの事業を優先して進めてきたためおくれております。御承知のとおり日当・平野バイパスのうち、根尾川1号橋及び根尾川2号橋は今年度完成をし、4月には供用開始の予定であります。日当トンネル工事につきましては、引き続いて着工の運びとなります。

議員御提案の木知原・神海間の自転車歩道設置については、既に地元の協力を得まして用地買収済みでございます。県に対し、早期に工事着手されるよう強く要望してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

バイパスの造成案については、昨今の国・県の財政状況から見ますと、大変難しいと考えられます。

〔13番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

13番 藤沢君。

13番（藤沢敏夫君）

大変わかりやすく説明いただきまして、まことにありがとうございます。

まず1番目の障害者の施設のことでございますけれども、今、御報告がありました県立の施設

へ、最終的にはそちらの方へ回すというようなことでございます。もちろん、障害者といっても大変多くの種類というか、病気があるわけでございます。そうしたことにおいて、この新市においての施設というようなことはとても困難であって、やはり県の方へ回されると、こういうように解釈するところでございます。

先日、障害者の親の会のヒアリングの中で発言された次のようなことがございますので、少し話させていただきます。

幼児が来春小学校へ入りたいと申請したが、ちょっと待ってくださいということでございます。それは何かということは、学校はあってもそこへ入学することができないと。それはなぜかと聞きましたところ、やはり障害児であると。そのために、他の児童とともに学び行動できるか、それを見きわめる必要があるということで、今、言われました県なり、近くの市の方へもいろいろ手配をいただいているわけでございますけれども、今の現時点では、それは何とも言えないというようなことで話されておりました。最終決定は、教育委員会で12月に予定しておるとのことであった。しかしこれも、入れるということを今ここでは申し上げられない。無理であれば大変ですので、今から他の施設に予約をしたらと、親切に教えていただいたといえます。

早速、岐阜市の施設へ行ったが、満員でだめ。あるいは大垣、関市等も回られましたが、大垣については大変南の方であるということで、交通の便も約2時間と。当分の間は授業は午前中ということでございまして、1回送って行ってすぐにまた帰ってくるというわけにもいかず、これが短期間ならばともかく、これから何年間を送り迎えするということは大変困難である。また、幼児と別れて暮らすということは、また忍びがたい。切実な声であったわけでございます。

今の説明の中で、岐阜の方の総合施設の方だと、十分それに間に合うというようなコメントがありましたけれども、距離なり、あるいは本人の病状によって、そのような施設があってもなかなかそこへ行けないということも事例として出てくるわけでございます。今までにはそういうような方はなかったけれども、これからはそのようなことで、そのようなところへ行けない方は、やはり2年なり3年なりの待機が必要になると、こういうようなことも考えられるわけでございます。親の会等にも、この間うち陳情に来るといようなことも言われましたけれども、そういう面においても今後ともよろしく御指導をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、26番 山田澄男君の発言を許します。

26番（山田澄男君）

26番 山田澄男です。議長の許可を得ましたので、行政一般質問、住民の代表として質問をしていきたいと思っております。

まず、通告してあります質問事項ですけれども、環境保全対策について。三つお伺いしていきたいと思っております。

これは市民環境部長にお伺いしていきたいと思っておりますが、まず一つ目は、環境保全対策の実態

は、それから提出されておる準公共施設等の環境保全対策はどうかと。準というのは、私が決めたことであって、準ではなくて公共施設です。こういうことについてお伺いします。

それから三つ目、環境保全の最終目標はいかなものかということについて伺っていきたいと思います。

まず最初に、環境問題については大変難しい問題がさまざまあります。その中で、地球環境の保全ということに関しても、現在、私たちの周りには身近な環境問題のほかに、地球温暖化やオゾン、オゾン層の破壊、それから酸性雨等のさまざまな地球環境問題が存在しています。これらは、決して私たち個人の手が届かない問題ではなく、市民、事業所、行政、民間団体が一つになって力を合わせて取り組むべき課題だと思っわけです。

環境に負荷を与えるライフスタイルや社会構造の見直しを図り、地球環境保全に貢献できるような社会システムの再構築を目指すのが本意ではないでしょうか。

こうした大きな問題の中で、実は先ほども報告がありました本巢市では4月より環境監視員を設置し、不法投棄防止や環境美化のための監視や指導をしているということで回られています。野焼きの禁止、それから雑草等、そういう啓蒙。缶のぼい捨て、相当捨てられています。そういうことに関して回られております。

そこで、環境保全パトロールを実施されているが、実質、実態はどのようになっているかということで、3点ほどお伺いしていききたいと思います。環境部長にお伺いしたいと思います、その三つの中のまず一つ。

パトロール員は、巡回回数はどうなっているか。それから、巡回人員はどれくらいのメンバーでどうしているか。それから、巡回日誌については記載されているかしていないか、そのこともお伺いしたいと思います。これについては委員会にも報告があります。けれども、住民の方がぜひとも聞いてくれということですので、あえてお聞きしたいと思います。

それからもう一つ目ですが、問題発生したときの対応マニュアルですね。これが作成されているかどうか。これは、前川村委員長さんが、委員会じゃないけど、そのときに言われました。ベントがほかってあったけど、どうするか。けれども、不法投棄でほかってあったその小さいもの、キャッツアイとかそういう高価なものはどうするか。マイポケットするわけにいきません。だから、そういうものが出た場合の対処ですね、そういうときのマニュアルはできているかどうか。

それからもう一つ、地域住民とのコミュニケーションはとれているかとれていないか。パトロール委員との情報交換、そういうものがとれているかどうかをまずお伺いしていききたいと思います。

それから公共施設の環境対策。これについて、各地区の公園等の樹木の剪定、伐採、それから消毒、草取り、道路の除草、そうした環境ですね。その中で、この道路の除草に関しては各自治会で取り組んで、きれいにその用水等が行われております。これに関しては結構かと思いますが、二つほどお聞きしたいと思います。

実は、各公園、ホテル公園とかキク公園とか、いろんなところがありますね、ホテル公園初め。ホテル公園とかそういうところの一色地区の真桑井水の二股分水ですね。二股分水というと、この

ホテル公園の北側にあるんです。そこの砂利山の雑木といいますが、その樹木に関しては、どこがどう管理されるのか。自治会なのか、それとも市なのか、どうも不明な点があるんです。そこの管理はどこがやられているかということです。公園については市がやられると思うんですね。忠魂碑があります。これに関しては遺族会が管理される。その北側はどうも不明な問題になっていますから、この辺について、どこが伐採するかということをお聞きしたい。つまりその樹木がかなり古くなって、台風16号、18号が来たときには、何とか倒れませんでした。砂利山ですから、根元が緩いんですね。だから、それがもし民地に倒れた場合どこが責任がとるかということについては大変な問題になってきますから、その辺のことがありますから、お聞きしたい。

それから、もう一つのことですけれども、これは公共施設だと思いますけど、公共施設、まあその小学校、保育園もそうですけれども、どこが管理するかということです。柿の里からずうっと上りますと席田井水ですね。これを上流に上っていきますと桜並木がありますわね。桜並木、大和園から北へは山口の方まできれいな桜が春になると咲きます。そうした桜並木が、いつも通りますと、今、枯れたような状態なんですね。生きているか、枯れているか、葉っぱは全然ありません。そうしたその景観を眺めてみると、なぜ枯れたような状態になっているか。ともすると11月ごろに花が咲きます。結局、葉がないから、寒さが来ると去年も花が咲きました。そんなような状況なんですね。だから、桜並木があればいいのかどうか。ということは、どこが管理されるか、されていたのか。旧本巣で管理されていたのかどうかわかりませんが、その辺のことをちょっとお聞きしたい。

ただ、聞くだけではいかんもんで、なぜその桜の葉っぱがないかということをやっと調べてみました。

実は、これアメリカシロヒトリという虫なんです。ここに資料を取り寄せてきましたけれども、これはどういう虫かといったら、アメリカシロヒトリ。これは被害と虫の状況ですけれども、6月、8月、9月の3回ほどわくんです。枝先の葉っぱを巻き込んで白いテント状の巣ができ、中に白っぽい毛虫が多数いる。毛虫は大きくなるとテントから外へ出て広がり、周りの葉を食べる。多発すると、樹木全体が丸坊主になるとも書かれています。この毛虫が多分食べちゃうんですね。なぜ、景観のない桜がどうなっているかということをお聞きしたい。

それは、私が子供のころの、小学校6年生のときにミノムシがたくさんいて、そのミノムシをとってその皮で財布をつくったんです。それは家庭科の授業だったと思います。それでミノムシのその財布をつくった、そういうミノムシが、今、全滅しているんです。だから環境的にも、ミノムシが過去いたのに、今、ほとんどいないんです。ミノムシは葉っぱをまるけて皮をつくって冬越しするんですけれども、今、全然いません。そういう環境からいっても、何か今変化をしているのではないかと、そういうことを思いまして、どこが管理するかということをお伺いしたいと思います。

それから、通告してあるシルバー人材の活用はということです。地域活動におけるそのシルバー人材は、知恵とかノウハウがあります。そういう方がいろんなそういう公共施設についての伐採とか剪定とかされているかということをお伺いしたい。

それからもう一つ、放置果樹園の柿畑等の対策をどうなっているか。これも葉っぱが虫々で無管理のところは相当見受けられます。そうしたところがどうなっているかということをお伺いしていきたいと思います。

それから最後に、大変大きな問題を掲げています、環境保全の最終目標はということで、これは大変大きな問題ではありますが、その辺について、どうその対策といいますか、目標はどこに置かれているかということをお伺いしていきたいと思います。

第1回目はこの程度にしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

環境保全対策について、市民環境部長の答弁を求めます。

市民環境部長（土川 隆君）

では、山田議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の、環境保全対策の実態についての中で、環境監視員のことににつきましてお答えしていきたいと思います。

4月から旧町村ごとに2名、計8名の方に環境監視員としてお願いをいたしまして、2名で1班の編成でパトロールを実施しております。巡回区域は、根尾地域と本巢、糸貫、真正地域に分け、巡回回数は、根尾地域は週3日、本巢、糸貫、真正地域は毎日午前9時から午後4時までの間を巡回しております。また、夜間パトロールを8月から午後10時から午前5時まで週4回、民間の警備会社に委託をして実施をしております。

巡回日誌につきましては、終了後に、不法投棄の場所や写真、または廃棄物を回収したこと、あるいは住民等に指示したこと等、その日の出来事を記入して提出してもらっておりまして、その後、生活課において処理等を行っています。問題発生時の対応マニュアルはもう作成しておりまして、環境監視員に渡しており、対応できない場合は、早急に生活環境課の方へ連絡を入れることになっています。

地域住民とのコミュニケーションについてでございますが、本巢市の広報に環境監視員が巡回しているということも既に掲載しておりまして、PRをしております。監視員は、制服・制帽及び腕章を着用しており、車にも「環境監視パトロール中」の表示をして巡回をしております。不法投棄があれば住民の方からも連絡があり、不法投棄の状況を確認、聞いております。

2番目の、公共施設の環境対策、いわゆる管理についてであります。各地域の地区の公園、市が委託してある公園等につきましては、各自治会をお願いをしております。それ以外の公共施設、道路とか公園とかその他の土地につきましては、当然担当課におきまして予算を計上いたしまして管理を行っておるということでもあります。

御質問のホタル公園の北側の土地につきましては、個人の所有の土地と聞いておりますので、個人の方で対応をお願いしたいということでもあります。

二つ目の席田用水の桜並木であります。これにつきましても、過去、本巢町の状況を確認したところ、特別に消毒は行っていないということでもあります。どういうわけか聞きましたところ、虫

の生息区域と、地域でありますので、影響があるからということで消毒は行っていないということを知っております。

シルバー人材の活用についてであります。当然そういうセンターの活用を、今後、管理をしておる担当課と連絡をとりまして活用の促進に努めてまいりたいと考えております。

3番目の放置果樹園、柿畑等の対策についてであります。農政課におきまして、所有者、耕作者と連絡をとりまして、利用増進法による貸し借りの指導、あるいは付近の住民に迷惑のかからないよう適正な指導をしております。

最後の環境保全の最終目標は立てられているかということでありますが、新市建設計画の中の主要施策として自然に配慮した快適なまちづくりの推進を掲げており、環境と共生するまちづくりへの施策の方針として、一つ目といたしまして、住民だれもが誇りに思える豊かな自然と調和したまちをつくるため、緑や水の保全を図るとともに、潤いのあるまちづくりを進めます。また、住民一人ひとりが自覚を持って環境保全に取り組むことができるよう、意識啓発を行います。

二つ目といたしまして、大量消費・大量廃棄の時代から、循環型社会への転換を図るため達成すべき目標を設定し、その実現のための施策を展開するなど、地域における住民、事業者等との協働によって環境保全に努めますということで規定をしております。これらの施策の実現に向けて、今後努力をしてみたいと思っております。

また、平成17年度から作成予定の本巢市総合計画の中でおきましても、環境保全の基本的な目標を定めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

〔26番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

26番 山田君。

26番（山田澄男君）

今の報告で、巡回に関しては委員会等報告がありますから、あえてここでどうこうとは申しませんが、本巢市はこの一番奥深い、不法投棄しやすいといいますが、どこでも、堤防でもどこでも捨ててあるわけですね。そうした中で、最終的に日誌をつけられておることについては継続していただきたいと思っております。これは、本巢市の中で捨てるターゲットにされては大変困ります。そういうようなことで、柿畑等もありますから、このことについては実施を、まだ始められたばかりですから継続していただきたいと思っております。

それから、地域住民とのコミュニケーションですね。これに関しても、法林寺の件もあります。その、そのすぐ近くの方が通報されるとか、電話連絡されるという、そういうコミュニケーションが取り入れられることが一番肝要だと思いますので、できればそういう方向にしていただければいいかと思っております。それは、地域安全パトロールさんですか、最近、ちょっと外れますけれども、子ども会の110番の駆け込み110番、子ども110番とか、そういうことがあります。最近に至ってその車にパトロール、パトロールといって白いのと黄色いのと、いろんな角度で回られておりますから、最近いろんな環境については、非常にばい捨て等も少なくなっているような感じにうかがわ

れております。

それから、放置果樹園等もまた努力していただきたいということと、先ほどの桜の件です。このことについてはちょっと触れていきたいと思います。

なぜその桜の虫々が、先ほど言いました蛭も保護しないかん、桜も保護しないかん。最終的には桜の方は、その北の方へ行くと枯れていますわね。それから、大和園では桜を見る会で非常に楽しく桜見をするんです。今の現状だと、桜だけじゃなくてつるもはびこっているというような状況なんです。だから予算をつけてだれがどうするか、民間のそういう団体ができれば一番いいんです。桜を守る会とか、そういう団体ができればいいですけども、そういうことについて、蛭が先か桜が先か。一番見るのは桜だと思うんですね。蛭は大変本巢市としていい環境で、各県からその地方までから見に来てみえます。

そういう中で、方法論はあると思うんです。ちょっと提案していきますと、方法論は、虫を退治するには、樹木にカプセルを打って樹液がずうっと上っていくと葉っぱに回ります。それを吸うと虫が弱って絶えるという薬が、ここにありますがけれども、それは報告するまでもないですけど、そういうことがありますから、そういう方法論があるんです。蛭も虫といっても、蛭は6月、もう少し時期をずらせれば卵を産んでそのままだと思いますので、多分いいのではないかと思います。

それは、なぜ私このことをといたしますと、研修に行きました、環境委員会で。青森県の弘前、それから宮城県の仙台市。ここを訪れたときに、バスから見たときにはリンゴ園も本当に管理されております。きれいで、葉の管理とか土手の管理、それから雑草のところもないです。そういうことを見ると、その市全体がそれに取り組んでいるのではないかと思います。とにかく空き缶とかごみとか、そういうものはなかったです、両市とも。それはなぜかといったら、やっぱりその取り組みが違うのではないかということを感じました。その辺についても、基本的な取り組みはそういう市の取り組みを取り入れていただきたい。なぜかといったら、この観光を本巢市に行ったときに柿はきれいだなあ、この虫々は何だ、この桜は何だということになりますと、先ほど研修に行ったところは、弘前城の桜、本当に完璧です。虫も食っていなかったし、それからリンゴ園もきれい。台風で多少はやられたと思いますけれども、そういうことについては大変市が挙げて取り組んでいるようなことを伺いました。仙台市も緑がきれいですね。緑の町仙台ということで、バスガイドを初め蛭の方も言ってみえましたので、そういういい面をできることなら取り入れてほしいと思うわけです。だから、桜の虫食ったのはあのままでいいとは考えられませんが、そういう対策等をとっていただけないかなあと思います。

その辺の、途中でですけども、少し環境部長、今後ともどうされるか少しだけでもお聞かせいただきたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長、答弁願います。

市民環境部長（土川 隆君）

自席で失礼いたします。

山田議員さんにはいろいろと貴重な御提言、御提案をいただきまして、ありがとうございました。一つの、桜並木の適正な管理につきましても、いろいろと方法を御提言いただきましたので、それらをもとにいたしまして、今後、管理を担当する課とも調整をいたしまして、適切、適正な管理をしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

26番、よろしいですか。

26番（山田澄男君）

適正な管理ということですので、今回は厳しくは言いませんけれども、次回からはやっぱり徹底していただきたいと思います。

あと一つ、最終目的は立てられているかどうか。これに関しては、大変大きな問題です。環境の保全ということについても、北から南までは大変なことですが、ちょっと私ここで提案といえますか、要望といえますか、一言、どういう方法論があるかということをお願いしておきたいと思います。

それは、環境保全の最終目標ということにかかわってくると思いますけれども、これは市民参加の促進です。それはどういうことかといったら、市民一人ひとりが日常的に環境保全活動に取り組むことを基本としているわけですが、それに必要な基礎づくりを進めるとともに、そうした活動を地域全体で組織的な取り組みとして求めていくことが必要ではないかと。その結果、その地域からの情報として発信するようなこと、それから市全体へ発展していくこの本巢市スタイル、そういう計画の進行に取り組んでいくといいかなあと思うわけです。

そういうことはどういうことかといったら、二つほど言いますと、環境サポートを、そういう環境サポートをつくられて、それを核とした体制づくりの推進といえますか、そんなようなこととか、それから地域活動における、先ほど言いましたシルバー人材ですね。行政を退職する、もしくは企業を退職したり、そういう有能な方の知恵とかノウハウをぜひともそういうところに活用するようなグループづくりか組織づくりみたいなことを取り組まれたらどうかと思います。

それからもう一つ、環境教育です。環境の教育については、環境問題はこれも一人ひとりの意識の問題であるから、環境について学ぶ機会をふやして各人の意識の啓発を行う。それから、みずからの環境に関しての配慮した行動がとれる人づくりの推進。それから、環境に優しい市民の心の輪を営んでいくということですか、そういうことを取り組んだらどうか。これも具体的に四つほど上げますと、例えばその地域における環境リーダー、そういう人の養成。パトロール委員初めそういう養成するそのリーダーですね。それから、市民団体のこの支援と相互の情報交換ですね。先ほどの個人情報を得る人。犬の散歩をしておる人とか、いろんな方のネットワーク、情報交流、そういうものをつくったらどうか。

それから、小学校、中学校における環境教育などの推進。これは、きょうも何か私ここへ来るときに席田小学校ですか、きょうも何かそういう環境で、外で何か実習するというのをちらっと聞いたんです。現実はどうされているかわからんけど、それは県か国がきょう来て見えるらしいんで

すね、環境に対して。それは、農村、山村整備事業の工事の結果どうであるかということの研究しながら、きょう来て、のぼり旗が私に来るときに立っていましたんで、その県職員の方がきょうそういうことを言われましたんで、実施されているかどうかわかりませんがそういうようなことをされていると。小学校でもそういうことがやられているそうです。これは、ほかの小学校でも多分取り入れられておると思いますが。

それと、そういう学校外の、校外、野外におけるその環境教育の拠点づくりを推進したらどうか。こういう教育についてはあそこでした方がいい、虫についてはここ、ハリヨについてはここという指定をされるといいかなということを思います。

まだ、私も環境委員ですので、こういうことについては環境部長初め環境委員と激論していきたいと思しますので、あえてここで答弁はいただかなくても結構だと思います。

お昼に近づいていますので、これで終わりたいと思います。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後は1時から再開をいたしますので、よろしくをお願いします。

午前11時55分 休憩

午後0時59分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

28番 大熊和久子君の発言を許します。

28番（大熊和久子君）

28番 大熊です。議長のお許しを得ましたので、通告してあります4点についてお伺いいたします。

まず初めに、本巢市の幼児教育、保育に関する考え方についてと、幼稚園、保育園のあり方検討委員会を立ち上げることについてお伺いいたします。

近年の社会構造、就業構造の著しい変化などを踏まえて、それぞれの地域において本来の幼稚園、保育園を業務にし、近年では子育て支援事業などの乳幼児の施策が進められています。

現行の国の施策は、幼稚園と保育園の二元化行政になっていることは周知のとおりで、その中で10年目ごとぐらいに、同じ年齢の子を対象とする幼稚園と保育園の一元化論はそのときそのときの時代背景によりまして浮上しておりますけれども、文部科学省と厚生労働省の引き合いに話は終わっているのが過去の実態です。

しかし、今回は、昨年12月に規制改革に対する第3次答申の中で幼保一元化論が出ました。そこで、中央教育審議会の幼児教育部会と、そして社会保障審議会の児童部会、その二つが合同で検討会を始めました。ことし3回目が8月に終わっております。

幼稚園と保育園を一体としてとらえた総合施設という言葉になっております。幼保一元化という

言葉は今のところ消えて、一体とした総合施設ということになっております。それが2005年ごろまでにモデル事業を実施としていますが、そのモデル事業は来年1月に実施要領をつくった上で、設置を希望する自治体を募って、遅くとも7月ごろにスタートさせたいとしています。それから11月をめどに一元化への最終報告をまとめるとしてはありますが、今のところ、やはり両省の話し合いがまた困難になっているやに聞いております。

既に旧糸貫町では、幼児教育振興モデル事業の指定を受けて、プログラムの作成や幼児教育推進ネットワークの構築を図り、県下に発信しているやに聞いております。しかしながら、これも実態を見ますと、既存の保育園の施設に幼稚園が入り、幼保機能の最低基準をクリアするだけの施設面積でやっています。低年齢児、いわゆる保育園の入園待ちもあり、一時預かりなどの福祉サービスの広がりも限度があります。

合併をして、同じ市の乳幼児が同一歩調でやっていく必要は合併協議会のすり合わせの中でも議論されていて、幼児教育体制は現行のとおりとするが、新市において住民のニーズ及び民間施設の状況を踏まえて、早急に幼児教育体制の統一を図るとなっています。

一般の市長の諸報告の中で、庁舎内で本巢市幼児教育体制検討委員会を立ち上げたと聞きましたが、今、少子化が深刻な中で、次世代育成ビジョンを含んだ地域行動計画の策定が今年度中に義務づけられ、本巢市も進めていると思いますが、子育てネットワーク機能やコーディネート機能、それから地域交流事業などの地域の乳幼児の育成環境、いわゆる産み育てやすい環境づくりも含めて、本巢市の乳幼児の保育、教育に関する考え方について、まず1点目としてお尋ねいたします。

また、この件に関しては、経済財政諮問会議では一体化する施設の設置を決定しているので、検討をできるだけ早くして国の出す方向以前に独自性の考え方を出し、本市のよりよい子供たちの育ち環境、施設のあり方をまとめ進めていくべきだと考えます。そこで、行政はもちろんのこと、有識者や専門家、地域の関係者などで早急に幼稚園、保育園のあり方検討委員会を立ち上げ、検討してはと思いますがいかがか、お伺いいたします。

続きまして、IT環境についてお尋ねいたします。

現代はITの時代と言われています。中でも、インターネットの進歩は目覚ましいものがあります。本巢市においても、最重点プロジェクトとして地域情報化事業を計画し、本巢市全域のブロードバンド環境などの整備を目指しているところと見ています。これも先般、市長が市情報化検討委員会を立ち上げ、基盤整備に本格的に取り組もうとしていることを報告を受けました。これにより、行く行く将来的には市役所に出向かなくても自宅からでも行政情報や行政サービスを受けることが可能になる、そんなときが来ることを期待するものですが、しかし、幾らハード面で機能を整備しても、それを駆使する知恵がなければ役にも立ちません。それを使いこなせる、だれもが機械にさわられるように、幼児から高齢者までが使えることが当たり前の社会になるように、それには気軽にその場所に行ったら常設の機械があり、常設のインストラクターがおられ、教えてもらえる、そんな場所提供が必要ではないかと思えます。

そこで、新市の課題に対応するため、だれでも気軽に行ける場所として既存のものの利活用を考

えるものです。以前、富有柿の里の利活用について旧町の時代に質問したときは、合併協も入っておりました。しかし、今、空き部屋もあり、以前からのコンピューター室もあります。しかし、現在、そのコンピューターは使用可能なものはありません。ソフトウェアも機能していません。小・中学校にはパソコンは整備されておりますが、特に中学校にはすばらしい環境が整っております。これも常時開設というわけにはいきません。住民が気軽に、自由に学校施設に出入りすることは、現在の環境の中では無理があります。旧糸貫町を除いた旧町村には、住民が自由に使えるパソコンが公民館に設置されております。真正公民館には15台、本巢町5台というように、公民館には設置されております。そこで、富有柿の里一体は市民も行きやすくなってなじみやすいところで、考えてみるに生涯学習ができる要素もあり適地なところと思いますので、ぜひともそこに設置はできないか、お尋ねいたします。

合併協が入っていたころは出入りもあり、幾らかにぎやかになっておりましたけれども、合併協が出ていってからは少し寂しい気がいたします。これは、公共的施設の統合整備がある中で有効な活用ができるのであれば、ほかの目的に転用することによって合併の効果が発揮できるのではないかと思います。合併前のアンケート調査によると、上位ではありませんけれども、18歳以上の住民の合併後の重点施策要望として8.8%、それから中学3年生の合併後の重点施策要望には22.7%というように出ておまして、インターネットが活用できる施設の整備というのが上がっております。

そこで、図書館とか公民館にも設置するなどしてIT環境を整えていったらどうかと、そのようなことについてお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

本巢市の幼児教育、保育に関する考え方について、幼稚園、保育園のあり方検討委員会の設置について、教育長の答弁を求めます。

教育長（高橋茂徳君）

大熊議員の御質問にお答えします。

今日、社会環境が大きく変貌する中で、家庭の教育力が低下し、子供の育ちや様子にこれまでにないさまざまな様相が見られ、社会問題となっております。

このような現状を踏まえ、乳幼児の保育、教育と家庭の教育力の向上への支援は喫緊の課題ととらえております。国や県におきましても、今後の乳幼児の保育、教育体制について具体的な検討に取りかかっているところでございます。

まず一つ目の御質問の件ですが、現在、本市児童福祉課が本巢市次世代育成支援地域行動計画を策定するための委員会を開催し、本巢市における子育てに係る現状や保護者の要望等、どのようなニーズがあるかを把握して今後の乳幼児の保育、教育にかかわる目標や基本施策の検討を行っております。

教育委員会といたしましては、次の二つの視点で乳幼児の保育、教育を考え、その充実に努めて

おります。

1点目は、子供の健全育成に軸足を置き、人間形成の基礎を培う乳幼児保育、教育の充実。2点目は、社会全体で子供の育ちを支えるという社会の仕組みについてでございます。すなわち、まず子供ありき。子供にとって最善の教育を考えて、次代を担う子供が心豊かにたくましく生きる力を身につけるよう保育・教育の充実を図っております。また、本市教育指導方針の重点目標の中に家庭の教育力向上への積極的な支援とありますように、親や地域の教育力が高まるよう支援体制の充実を図っております。

現在、本市においては、地域の子育て家庭に対し子育てに関する相談や助言、支援を行うとともに、これらの地域の親子がだれでも交流できる場を提供しております。

例えば糸貫東幼児園、子供センター、各地区保健センターを核とした子育て支援事業。子供センターにおいては、地域と連携を図ったコミュニティーママ子育てサポート事業や老人会との地域交流事業等を実施しております。糸貫東幼児園及び子供センターの子育て支援には、市内全域から毎回30組もの親子が参加し、回を重ねるごとに参加者がふえております。また、参加した保護者からは、子育ての不安や悩みが解消された、多くの人が自分と同じようなことで悩んでいることがわかったなど好評を得ております。これからも友達を誘って参加したいとか、今度は夫婦で参加したいといった声も聞かれ、確実に子育て支援のネットワークが広がり、確かな手ごたえを得ております。

次に、二つ目の御質問についてお答えします。

現在、本市には幼稚園、保育所の二元体制と、幼稚園、保育所施設の共用化による一元体制があります。二元体制については、保護者から預かり保育の要望が聞かれていますし、一方、一元化体制については施設の共用化による施設の手狭さや保育の多様性に対応するための勤務体制の複雑さ等の課題があります。今後、これら保護者、地域の多様なニーズを十分踏まえながら、乳幼児の健全育成に主眼を置きまして、問題点の改善に努めてまいりたいと考えております。

私たちが目指す乳幼児期の教育は、単に親の育児を肩がわりするのではなく、子供の健全育成を主眼にしまして、親とともに子育てに参加し、親の教育力の向上を支援していかなければならないと考えます。そうすることによって、子育てにかかわるすべての人が子育てに喜びと自信を実感できる社会を形成することになるとともに、子供のよりよい育ちを実現していくことになると確信をいたしております。

委員会の設置につきましては、日ごろ議員から御提言いただいておりますことを踏まえまして、庁内組織として児童福祉課、学校教育課、財政課、幼稚園、幼児園、保育園の代表により本巣市幼児教育体制研究会を立ち上げ、9月2日に第1回の会議を開催しました。この会におきまして、子供のための保育・教育を第一義とした体制づくりの必要性を確認しました。今後、本巣市次世代育成支援地域行動計画の内容や国、県の動向を踏まえまして、議員御指摘のように本巣市の乳幼児の保育、教育のあり方を制度や施設を含めて明確にしていくことの重要性を痛感しているところでございます。

副議長（戸部 弘君）

次に、いつでもだれでもパソコンに親しめる場所提供について、新市の課題に対応する施設の活用について、企画部長の答弁を求めます。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、第2点目の大熊議員さんの御質問にお答えします。

いつでもだれでもパソコンに親しめる場所の提供について、また新市の課題に対応する施設の活用についてという2点の御質問でございますが、御指摘のとおり情報化を推進いたしますには、市民の皆様が多様な情報を気楽に得られる場所や、また情報化を身近に感じる機会を設け、主体的に情報社会に乗り出せるよう、行政が後押しをすることが大切であるというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、市民のだれもが情報化の通信機器や情報ネットワークの活用をして、ニーズに応じた生活を充実させることができる情報化施策の展開も必要だというふうには思っております。

現在、市におきましては、旧本巢・真正・糸貫・根尾地域、それぞれの市の公民館、また中学校施設、これにつきましては調べましたところ、本巢・真正につきましては公民館で行っておりますし、糸貫・根尾の地域につきましては中学校の施設で社会教育の一環としてパソコン教室が行われておりまして、多くの方の参加もございまして非常に好評を得ておるものでございます。

今後、さらにこの情報化の推進、整備につきましては1カ所に集中するのではなくて各地域に分散してだれもが気楽に親しめる場所、さらに教室の内容の充実を図るようにしていきたいというふう考えております。

本市も、地域情報化事業を効果的、計画的に進めるために、本巢市地域情報化計画検討委員会というものを立ち上げまして、昨日も第2回目の委員会をお願いして検討しておるわけでございます。

そんなようなことから、御指摘の点につきましても、今後、ハード面とソフト面としても専門家から助言をしていただいて、これからの参考にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願いしたいと思います。以上です。

〔28番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

28番 大熊君。

28番（大熊和久子君）

自席で失礼いたします。

教育長さんの、実態の乳幼児健全育成について、かんで含めるように本当に親切にお教えいただきまして、ありがとうございます。その件につきましては、十分それなりに把握しているつもりですけれども、今、ここで私が質問しましたことにつきまして、モデル事業を実施するのに来年の7月までというようなことを質問したつもりですけれども、そういうようなことは市としては検討を

されないのでしょうか。そういうモデル事業について手を挙げれば、それについて30ヵ所できるといように聞いておりますけれども、その件については、本市としては、取り組みがもちろん幼稚園と保育園の検討委員会で十分検討された上でのこととは思いますが、前糸貫町長の、現在の市長であります内藤町長が、先駆的な改革として自信を持って幼稚園を立ち上げられました。それを本業市全体にわかっていただくということじゃなくて、トップとしてそういう姿勢があれば、何とかそういうようなことで進めることはできないかということ、もう一度再確認の意味でお聞きしたいと思います。

それから、次世代育成行動の方で、いろいろ昨年もアンケートを保育園、幼稚園でとられたのをもとに検討されておると思いますが、そういうことにつきましても本市としていろいろなところでそういう研究会、研修会があります。1回、2回の検討委員会で作成にもっていくのじゃなくて、ワークショップにしてもいろいろなことにも本当にいろいろな有識者、そういう人たちとの検討を含めながらこの次世代育成ということで、乳幼児健全育成、教育長さんが熱心に説かれましたことにつきましても、もう少し現場と、机上論だけでなく、子供のことについて、太陽は一つであるということは、私、以前から申し上げております。公立であろうと民間であろうと、6歳児は6歳児の太陽が降り注ぐという観点からも、本当に幼稚園と保育園のあり方検討委員会でそういうことを課題にし、検討を進められたいと思いますので、その点につきましても、もう一度お伺いいたします。

それからIT関係につきましても、今、局長さんの方から答弁がありまして、そのように進めていただければありがたいと思います。

参考までに申し上げたいと思うんですけれども、市民がITを活用できるように今すぐ取りかかれることとして、インターネットやメールを使って今より便利で豊かな生活ができるためにも、市内の既にあるIT関係の有能な人材を発掘してやっておられる人が大勢いらっしゃいます。ITボランティアとして市当局と共同し、支援していただくようにしたらどうかということと、もう一つ、市民がIT相談などを気軽にできるような人材をボランティアとして登用して、そういう登用できるためにも、またIT関係の環境整備の参考のためにもITサークルとかITクラブとか、それぞれの旧町村によって名前は違うと思うんですけれども、IT関係の人材などと市当局との、特に企画の方ですね。話し合いの場を設け推進できないか、そんなことを思って提案しておきます。以上です。教育長さんの方、答弁をお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

教育長、答弁願います。

教育長（高橋茂徳君）

大熊議員の2点の御質問に関してお答えをさせていただきます。

まず1点目のモデル事業のことにつきましては、先ほども申し上げましたように、ただいま本業市幼児教育研究会におきまして、そういったことも含めて今後検討していきたいというふう考えております。

もう1点、基本的に子供にとってどういう状況にすることが最も適切なのかということを考えてまして、子供最優先にして2点目の件についても考えていきたいというふうに考えております。

〔28番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

はい、28番 大熊君。

28番（大熊和久子君）

はい、よろしく申し上げます。

それで、庁内での本巢市幼児教育研究体制の委員会を立ち上げたと言われました。それは、外部からの公募制にしたりとか、有識者とかそういう関係者、子供に関する、そういう人たちも含めた委員会はお立ち上げになるつもりはあるのかどうか、お尋ねいたして終わります。

副議長（戸部 弘君）

教育長。

教育長（高橋茂徳君）

議員御指摘のように、今後そういった有力者、あるいは見識の深い方、いろんな方の参加を得てこの会を考えていきたいというふうに考えております。現在のところはこのメンバーでございますけど、今後は、今、お話しくださっている方々も含めて研究会を持っていきたいということです。

副議長（戸部 弘君）

市長の方から答弁を。

市長（内藤正行君）

私の方から一言答弁させていただきます。

幼児問題の保育教育につきまして、大変関心を持っていただいております、ありがとうございます。

この合併の折にも出たわけでございますが、本巢市となりまして、旧町村の幼児保育教育体制がそれぞれ一定ではなかったと。特に、私立の保育園とか幼稚園もあつたりしまして、そしてまた、それぞれ一生懸命取り組んできておられて、自分のところの体制は結構いいんだという認識がそれぞれあるわけでありまして。したがって、合併協議の折にも、そういう状況なので十分新市になってから研究をして検討し、対処していくべきという形で協議がなされたわけでございまして、そういう意味で、まずは行政、あるいは教育関係の担当している職員自身が、自分たちの新市としての幼児保育教育体制をまず現状分析して認識していかないかんとということで、内部組織としての研究会を立ち上げたわけでございます。そこで十分論議しながら、市としてどうあるべきかということを一応方向づけしながら、さらに議員御指摘の外部の方も入れた委員会という形で、段階を踏んで考えていかないかんとというふうに思っているわけでありまして。その状況によって、議員御指摘の国のモデル地域に申請、応募できるものならそのような形にしていきたいと、このように思っているわけでございまして、そういう段階を考えておるとということで御理解いただきたいと思っております。

〔28番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

28番 大熊君。

28番（大熊和久子君）

ありがとうございます。

今、市長さんが言われたように進めていただければいいんですけども、先ほど申し上げましたように、来年の1月に実施要領ができるんですね。それまでに早急という言葉を使いましたけれども、段階的に追って筋を通してやっていただけたということが本論だと思いますけれども、できるだけ早くそういうふうに向けてやろうと思うと、早く立ち上げないと遅くなるんじゃないかなということで提案させていただきました。以上です。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、16番 若原敏郎君の発言を許します。

16番（若原敏郎君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして2点質問させていただきます。

1点目は、県の権限移譲に対する受け入れについて、2点目は、市の防災計画の今後の取り組み方についてです。

まず1点目の、県の権限移譲に対する受け入れについてでございますが、岐阜県が他県に先駆けて市町村に移譲可能な事務を包括的に示し、第3次権限移譲項目として3,000項目の事務を発表しました。移譲時期として平成18年に設定されていますが、受け入れの準備ができれば平成17年からの前倒し移譲も可能とのことです。

どの移譲事務をどこまで受け入れるかは各市町村の自主性にゆだねられ、行政の効率化や住民サービスの充実、迅速化が一層求められる時代だけに、新市づくりには大いにこのことは活用できると思います。さらには、県は支援措置として事務移譲交付金の充実などを検討し、職員の研修会やマニュアル作成、県職員の市への派遣も実施していくとのことです。本市としては、次の3点をどのようにしていくかをお尋ねいたします。

一つ目は、どの分野の移譲事務を今後優先的に選択していくのか。2点目に、合併協議の段階では職員削減の方向でしたが、今後の職員体制をどう構成していくのか。3点目に、受け入れ側の能力で移譲できない事務については、県の方から、隣の他市と比べてその能力の格付けがされるんじゃないかと、こんなことを疑問に思います。合併直後の好時期だからこそ、新体制もつくりやすく、職員の資質向上のための研修や専門分野の中途採用等の計画を含めて、来年度に向けて見直しをしてはどうかと考えます。

2点目ですが、市の防災計画の今後の進め方について、3点質問をいたします。

根尾川の左岸堤防についてですが、先日、福井豪雨で足羽川が決壊し、甚大な災害が起きました。県の出先機関の福井土木事務所にあった資料では、決壊地点の堤防は他地点と比べて1メートル以上低かった。また、決壊地点から約400メートル下流にはJR北陸線の鉄橋があり、鉄橋に流木がひっかかり水があふれやすくなっていた。それにもかかわらず、当時は事実を把握せず、JR

鉄橋の下流の川幅が狭くなっている地点に職員を派遣し、警戒をしていたという記事を読みました。

本市においても、西に根尾川が流れ、幾つかの道路橋脚と改良地区には名鉄の鉄橋があります。1級河川は国、県の管轄ですが、本市としても独自に、住民の生命と財産保全のため、河川の弱点箇所を確認、調査をしてはどうかと考えます。この件につきしては、午前中に川村議員の質問にもあり、回答もされておりますので、重複のところは省いていただいて結構です。

2番目に、防災無線について。

現在、防災無線といっても旧町村の広報無線で、旧町村ごとにお知らせしますと流しているのが今の現状であります。万一の暴風雨、また地震等の災害時に緊急を要する避難誘導連絡は、非常に今の施設では困難であると思っております。平常時でも聞き取りにくい広報が、雨戸を閉めて台風等に備えている家庭の中まで聞こえるはずがありません。IT化を進める本市では、緊急時の住民への情報伝達をどのように構築されていけますか、お尋ねいたします。

3点目に、避難場所の耐震化整備について。

各自治会では、被災時の避難場所を地区の公民館、また学校としております。地震、水害等をこわったときの命綱とも言える施設でございます。そこで、二次災害に遭わないためにも、避難場所に指定された建物は市としても強度とか安全性を把握しておくべきでないかと考えております。既に耐震診断が完了している学校等の公共施設の中に、要改良・要改築と判断されたが、事情によりたゞいま計画とされて、そのままになっている施設はないかなあと、そんなことを心配しております。

以上、御質問をします。よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

県の権限移譲に対する受け入れについて、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

若原議員の御質問に対しましてお答えを申し上げます。

県から市町村への権限移譲につきましては、住民に身近な事務は住民に最も身近な市町村が処理することが望ましいという考え方で、平成10年度から行われておまして、平成10年度91項目、平成12からの第2次が239項目で、今回の第3次が3,000項目ということで、一気にたくさん出されてまいりました。今回の3,000項目の中で市として受け入れられるものを選択して移譲を受けられることができると、こういうことになっているところでございます。

どの分野からの移譲事務を選択していくのかという御質問でございますが、住民に身近な市に申請などができるという住民サービスの向上という面と、市の自己決定、自己責任によります地域主権型社会の確立という面の両面と、さらには事務の頻度、費用対効果等を総合的に検討してまいりたいと。したがって、分野を限るといふことでなく、考えて必要なものを選択してまいりたいと、こんなふう考えているところでございます。

次に、職員を削減していく中で新たに権限移譲事務を受けるための体制についてでございます

が、これは相反する難しい問題でもございます。一部は広域連合等で行う事務の広域化ということもございまして、電算化等による事務の効率化と、こういったこともあります。本市におきます現在の部・課・系の組織をつくらせていただいておりますが、これにつきましても合併初年度でございまして、その適否といったことも十分考察して考えていかないといかんと思っております、そういう機構の問題、人員配置等見直す中で対応してまいりたいと思う次第でございます。

また次に、受け入れできない事務によって市の能力の格付けにならないかという御質問でございますが、同じ事務でもその事務の頻度ですね、年に1回しかないというような事務も場合によってはあろうかと思っておりますので、費用対効果によって移譲を受ける市もあれば受けない市もあるというようなことも出てくるとおられますので、必ずしも受ける受けないによって市の能力の格差にはつながるわけでもないんじゃないかと思っております。当然、市民にとりましてよりよい行政を進めるといふ努力をしまして、対応してまいりたいと思う次第でございます。

最後に、事務の移譲に際しての条件として、資格職員とか専門的な知識を有する職員が必要なものも当然出てまいります。今回3,000項目という大きな項目の移譲が計画されておりますが、そういう中で、県としましてもこの移譲に当たりましては、人事交流、あるいは県職員の派遣、さらに実務研修といったことも考えておられるわけですし、そうした人的支援等も受けながら、本市としても場合によっては必要に応じて専門職の採用も考えないかん場合も出てこようかと、このように思っているところでございます。

また、職員研修につきましては3月の御質問でも御答弁させていただいておりますが、県の相互派遣、バーター人事ですね、県職員と市職員の交換人事ですね。こうしたことで、現在、下水道事業の関係で専門職員を派遣していただいておりますし、本市からは税務職員を県の方に預かっていただいております、そういった相互派遣を行ってまいっているところでございます。こうしたことにつきましても、今後とも本市の職員を育てるという意味も含めまして取り組んでいかなきゃいかん、いくべきじゃないかと、このように思っているところでございます。

また、全国的な組織であります市町村アカデミーというのがございますが、そこへ7名の研修派遣を予定しておりますし、県の市町村職員研修センターへは、カリキュラムによりまして職員が希望する研修を受けることができる制度がありますので、職員に受けたいカリキュラムを希望も募ったりして積極的に参加させるようにしてまいりたいと、このように思っている次第でございます。よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

次に、市の防災計画の今後の取り組みについて、総務部長並びに教育委員会事務局長の答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、若原議員の2点目の御質問でございますけれども、市の防災計画の今後の取り組み方についてということで、3点にわたって御質問をいただいております。

まず第1点目の、根尾川の左岸堤防の強度についての把握はできているかという御質問でございますけれども、国土交通省木曾川河川事務所根尾川出張所に危険箇所等を問い合わせをさせていただきましたが、左岸堤防におきましては、同出張所により、現在の築堤及び護岸工事で改良済みとなっており、危険箇所がない旨、私の方へ回答をいただいておりますが、市といたしましては、今後、増水の際にはパトロール等を行いまして、災害箇所あるいは河床状況の変化を国及び県へ情報提供し、左岸堤防の安全確保に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に第2点目の防災無線についてでございますが、現在の防災行政無線は合併前の町村単位の施設となっております。根尾地域及び本巢地域におきましては、パンザマスト及び個別受信機がそれぞれ各世帯についております。糸貫地域、真正地域につきましては、パンザマストによる情報伝達方法となっております。なお、糸貫地域及び真正地域におきましては、現在の現在使っております防災行政無線は、昭和52年から54年に構築されており、非常に老朽化している状態であります。こうした中で、本巢市行政無線整備計画において、市内全域に個別受信機の設置及びパンザマストの増設等、最良の情報伝達システムの構築を地域情報化計画検討委員会において検討しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に3点目でございますけれども、避難場所の耐震強化整備についてでございますが、本巢市におきましては、各地域の中学校ほか全32カ所となっております。また、一時避難場所が集会場及び公民館、こういうところが79カ所となっております。

最初に耐震についてでございますが、指定しております避難施設である小・中学校の耐震診断につきましては、後ほど教育委員会から御説明を申し上げます。その他の指定しております避難施設においては、診断が未着手ということになっております。また、一時避難場所につきましては、木造構造の施設が大半でありまして、耐震診断はされていない状況にあります。今後、避難場所指定施設につきましては、年度計画を策定しまして耐震診断及び耐震工事に着手し、避難所としての機能が十分果たせるように努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、一時避難場所につきましては、集会場及び公民館等、自治会のそれぞれの施設でございますので、土木部にございます木造住宅診断助成及び地域公民館等改善事業補助金等により助成を、助成事業として耐震化を進めてまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと思います。

次に安全性についてでございますが、指定しております避難場所あるいは一時避難場所の安全性は、構造上だけでなく地域の地理的状況等により総合的に判断されるものであると考えられますことから把握が困難な状況にありますが、今後、県が作成しております砂防ハザードマップあるいは今年度から来年度にかけて市の方で策定を予定しております洪水ハザードマップ、こういうものを参考にし、安全性の検証に努めたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

教育委員会事務局長、答弁願います。

教育委員会事務局長（堀部秀夫君）

避難場所の学校関係についてお答えさせていただきます。

議員御承知のとおり、本巢市内には小学校が8校、それから中学校が4校あります。すべての学校が避難場所として指定されておるわけでございます。

校舎とか体育館を含めまして、耐震調査の2次診断を実施しました学校は、小学校で5校、それから中学校で3校実施しております。このうち、一色小学校と本巢中学校につきましては耐震調査は実施しておりませんが、耐力度調査を実施しまして、その結果、現在改築事業を進めていますので、先ほど申しました数字の中で調査したものとしてカウントしておりますから、よろしく願いいたします。

耐震調査を終えた学校のうち補強工事を実施しました学校及び本年度工事を進めておる学校は、小学校で4校、中学校が2校でございます。また、耐震調査を済ませましたがまだ補強工事が進んでいない建物につきましては、今後、児童・生徒の安全や地域の適切な避難場所としての確保を図りますため、優先的に耐震に係る整備を進めてまいりたいと、このように思っております。どうぞよろしく願いいたします。

〔16番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

16番 若原君。

16番（若原敏郎君）

丁寧に御回答いただきまして、まことにありがとうございます。

権限移譲につきましては、県の出しておる権限移譲可能な事務一覧という、これは岐阜県ではなかったんですが、愛知県でしたんですが、こういう項目を見ますと非常に膨大な事務量がふえるんじゃないかと、そんな心配をしております。先ほど市長の回答の中では、人事交流とか県の支援で、支援を受けながら必要なものを必要な事務移譲を受けていくと、こんな回答でございました。

大変な事務がふえてくるということで、一つお伺いしたいのが、来年度新採用するわけですが、その計画も立てられていかれるかと、こんなふうにも思いますが。今の市の方針ではできるだけ控えてということなんですが、大学の新規採用の方がすぐ即戦力になるとは思いますが、そういうことも考えて、例えばその専門的な行政事務の方だけでなく専門分野の人も採用の中に考えていたらどうかなあと、こんなふうにも思っておるんですが。市長、もう一度市長の、そういうことは考えていないのかいるのか、お答え願いたいと、こんなふうにも思っております。

次に防災についてなんですけれど、根尾川の1級河川は、ちょっと調べてみましたら昭和36年6月ごろから砂利採集というのは禁止されておるんですね。それで、よくあそこを通りますと、何か中州がだんだん大きくなるとか、樹木が生えていて土がいっぱいたまっていると、こんなふうにも思っているんです。36年から砂利採集がされていない、40年以上も川底に砂利や土砂が堆積しつつあるんじゃないかと、こんなふうにも思います。川底が上がれば当然堤防が、堤防を高くしていかないと実際の水の流れる断面積が確保できないんじゃないかと、私、素人ながらに思っております。

何か堤防が何メートルも上がったようには思わんですが、その辺のところから考えて、県の木曾川流域の事務所に確認しただけです。それでよしとされるのもどうかなあと、そんなふうに思うわけです。総務部長さん、その辺のところから考えると、私は幾ら改修しても、川底が上がっているからそれはひょっとしたら切れるんじゃないかなと、こんな危機感を持つわけですが、その辺のところはどうでしょう。

それから防災無線についてですが、今後、新市の三つの重点プロジェクトの中に上げている、ITの普及整備を上げて見えますが、その中で取り入れて個別に端末機をつけて伝達したいと、それに取り入れていきたいというふうにお考えのようですが、最近頻りに地震も起きておりますし、異常気象ということで台風もことし七つほど上陸したということで、災害はいつ起きるかわからないと、こういうふうに危機感を持っておるわけですが、おおよそでいいですから、大体いつごろまでにこの目標を達成していくかというところを、3年後には完成するよとか、5年後には全部整備できるよとか、こういう目標がないと、ただ計画して進めていきますだけでは我々の住民としては不安感が募るばかりだと、こんなふうに思います。情報を早く流していただくためには、この整備を早急に完成させていくべきじゃないかなと、こんなふうなことも思っております。

次に避難場所についてですが、先ほど答弁の中にもありましたが、私は、今、地域の防災計画の中に一時避難場所というのはまず公民館、その次に公民館が危なかったら近くの小学校へ行くと。私の近くではそういうふうを立てておるんですが、公民館によってはまだ改築されていない、補助金がつくけれど、各地区によってはなかなか整備できないといういろんな事情があります。そういうところを一時避難場所にしておっても、いざ水害に遭った場合に、家よりも先に公民館の方が水没しておったというようなことでは話にもなりませんので、ぜひその辺のところを把握してほしいなあと改めて質問いたしました。

小学校につきましては、先ほど事務局長からできていないところは最優先で改修していくとお答えでしたので、早急をお願いしたいと思っております。

再質問、先ほどのところだけお答え願いたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

人事に対する御質問にお答えをいたします。

本市の事務職員は370名ほどおりますが、これは合併当初に1割の削減をしていくと、こういう方針を立てておられて、それを念頭に置いていかなきゃならないということがあります。

もう一つは、団塊の世代、あと3年後、この前後の退職職員が大幅になるということがあります。職員の年齢構成というものは、なるべく自然な山型にしていきたいということがありますので、この折にそういう団塊の世代の退職職員の削減と調整をしていきたいというふうに思っております。本年は退職者が極めて少ないんですが、ある程度の職員の採用はしていかなきゃいかんというふうな形で考えておるところでございます。

そうした中で、今回の権限移譲につきましては一気にたくさん出されまして、各市とも当惑しておりまして、恐らくなかなか進んでいかないんじゃないかと、こういう気もあります。残る県の事務項目も3,000ほど残るということで、おろされる方が今までの1次、2次も含めると多くなるというようなこととなります。そんなこともありますので、必要で早くやるべきものを十分考えながら受けていきたいと思っております。そうした中で専門職が必要ということになれば、まず当面は県職員の派遣をしていただきながら、将来に向けての人事構成の中で十分考えていかないかと、市として対応できる体制もとっていかないかと思っております。それをこし行うのかということまでは、まだ今のところ権限移譲の状況も明確ではありませんので考えておりませんが、今後そういったことは権限移譲の内容と十分整合性がとれるような人事構成をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

次に総務部長、答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、若原議員の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず第1点目の、根尾川の河床が40年ぐらいなぶっていないという中で、本当にこれで流量が確保できるのかと、堤防もかさ上げされていないという状態でどうだという御質問でございますけれども、私ども、先ほど御答弁申し上げたように、出張所の方に確認したところは、今のところないということでございますけれども、やはり市として、増水をしたとき、あるいはその増水後、先ほど申し上げましたが、状況をそれぞれ調べて、また増水のときにはこんな状況だということで写真をつけたりいろんなことで情報提供をして、これからは建設省の方に状況を報告しながら安全確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから2点目の防災無線の件でございますけれども、先ほど個別受信機の設置ということをお願いしましたが、これらの設置につきましても、設置するかしないか、根尾と本巣につきましては個別受信機があるわけでございますけれども、糸貫、真正についてはないわけでございますが、パンザマストで行っているということでございますけれども、この点につきましても、地域情報化計画検討会でどうするかという協議もお願いをしているところでございます。

また、今、情報化の中で一体的にユビキタスの中でできないかという協議も、今、お願いをしているわけですが、この防災無線につきましては昨日も会議がありまして、やはり別で考えた方が的確ではないかと、まだ決定ではないですけど、そんなことを聞いております。そうした中におきましては、私どもの予定では大体18年度末までにはこの防災無線の確立を図っていきたいと、これはまだ予定でございますけれども、そんな計画を持っております。

それから、地域の第一避難場所の安全性というものでございますけれども、先ほど申し上げましたが、まだ市の洪水のハザードマップをつくっておりませんので、県の砂防ハザードマップをもとに、一度、各第一避難場所の点検をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔16番議員挙手〕

副議長（戸部 弘君）

16番 若原君。

16番（若原敏郎君）

権限移譲につきましては、市長のお考えの中に十分あると理解しましたので、他市におくれをとらないように、ぜひともよろしくお願ひしたいと、住民サービスにつながることでありますのでぜひよろしくお願ひしたいと思います。

防災につきましては、これは先ほども言いましたけれど、災害がいつ起こるかかわからないという時期でございますので、ぜひ急いで整備していただきたいと、こんな願ひを込めまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

副議長（戸部 弘君）

1時間以上たったわけなんですけど、もう1人ですが、続いてやってよろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

それじゃあ、もう一人ですので、続いていきたいと思ひます。

2番 翠 幸雄君の発言を許します。

2番（翠 幸雄君）

2番 翠でございます。休憩をとらないということで、簡単明瞭に質問をさせていただきたいと思ひます。

通告に従いまして、2点ほど質問をさせていただきたいと思ひます。

まず1点目でございますけれども、公共交通機関のネットワーク化についてでございます。これは新市における最重点プロジェクトの第1番目に、公共交通機関のネットワーク化とあります。

10月1日より、コミュニティーバスのもとバスが運行が決まりまして、みどり公園西側の駐車場で、仮駐車場として発足することに決定されております。安全で快適な環境を実施し、住民の生活圏を大きく広げ、快適な通勤・通学を確保するというスローガンで、交通拠点としてのイメージ図等が発表されており、バスターミナル、駐車場、駐輪場などの整備が盛り込まれております。そこで、樽見鉄道北方真桑駅西側に隣接してコミュニティーバス路線を集結させることにより、樽見鉄道とのスムーズな乗りかえが可能であると発表されております。

そこで、お尋ねをさせていただきます。仮バスターミナルの使用期間は、いつごろまでと考えていらっしゃるのでしょうか。2番目、発表されております、これは新聞紙上でも、それから総合事業計画でも発表されておりますが、イメージ図について、プロジェクト等計画があるのでしょうか。それから、計画があるとすれば、バスターミナルとなれば当然、もとバス、それから岐阜バス等の乗り入れ等がございますが、いかがでしょうか。

それから2点目の質問でございますけれども、今回、駅周辺だけの放置自転車について御質問させていただきます。

駅周辺と申しますのは、名鉄真桑駅、政田駅、それから樽見鉄道の駅等がございます。たまたま

樽見鉄道の北方真桑駅周辺には、今現在五、六十台の放置自転車がございます。放置自転車が樽見鉄道のいわゆる有料駐車場等にはみ出で、相当置かれておりますが、現在、通勤、通学等で自転車を乗ってきて置く人のモラルにもよりますが、相当はみ出で駐輪されており、小学生、中学生、高校生等の通学・通勤の邪魔にもなりますし、交通事故が心配されます。そこで、整備、それから対策等をお尋ねさせていただきます。

以上2点について、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

公共交通機関のネットワーク化について、市長の答弁を求めます。

市長（内藤正行君）

翠議員の、公共交通機関のネット化についての御質問に対しましてお答えをいたします。

今、議員おっしゃいましたように、おかげさまでコミュニティーバスは10月1日から走行する運びとなりました。これもひとえに議会、議員の皆様方の大変な御理解をいただいたものと存じまして、この席をおかりしまして厚くお礼を申し上げる次第でございます。

このイメージ図についての開発計画はどうだという御質問でございますが、この公共交通機関のネットワークにつきましては、御存じのように新市建設計画の三つのプロジェクトの中のひとつということで最重点の事業になっておりますが、この交通拠点につきましては、当初は北方真桑駅の隣地に整備したいということで進めていたわけでございますが、御存知のように樽見鉄道の動向がまだ今のところ明確になっていないということでございますので、樽見鉄道の経営改善計画を十分見据えた中で取り組んでまいりたいと思うわけでございます。したがって、今、みどり公園をお借りしまして交通拠点を置かせていただいているということでございます。バスターミナルの拠点整備につきましては構想段階ということでありまして、具体的な計画策定に着手してはいないわけでございますが、先ほど申しましたような、要は樽見鉄道の動向、こういったものを十分踏まえて考えていかないかんとということでありまして、今、樽見鉄道の将来方向のために、先日も御答弁させていただきましたが、努力をしているということでございますので、その動きを見守って進めて、次の段階に進めてまいると、こういう形になろうかと思えます。

また、岐阜バスの乗り入れにつきましては、10月1日から北方、真正北方大縄場線、あるいは北方穂積線、この2路線がみどり公園に乗り入れていただける形になっております。交通拠点が整備された後も当然そこに乗り入れていただくと、こういうふうに話し合いをしていくこととしておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

次に、放置自転車の処理、整備について、企画部長の答弁を求めます。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、翠議員さんの2点目の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

放置自転車の処理、または整備についてということでございますが、樽見鉄道の北方真桑駅の放置自転車につきましては、ことしの5月だと思えますが、地元の地域座談会等からもありまして、

そのときも要望がございました。その結果、樽見鉄道に撤去を要請しておりましたが、議員御指摘によりまして再度現地を調査いたしましたところ、明らかに放置されていると思われる自転車につきましては約30台ほどございました。このようなことから、樽見鉄道の他の駅につきましても調査をいたしまして、北方警察署へ協力を依頼しまして放置自転車の所有者を把握するとともに、樽見鉄道に対しましてしかるべき手続を経て所有者に放置自転車の撤去を依頼するなど、早急に対応するよう要請したところでございます。

市の玄関口であります駅前広場を初め駐輪場等の良好な環境づくりにさらに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解の方よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

副議長（戸部 弘君）

2 番 翠君。

2 番（翠 幸雄君）

1 番目の交通公共機関のネットワーク化ということは、まだ構想段階ということで、これは樽見鉄道との関連の問題でもありますので、また構想ができ上がるようになれば、再度機会があれば御質問させていただきたいと思ひます。

それから放置自転車でございますけれども、放置自転車は早急にひとつ、今、企画部長さんからの御答弁にもありましたように、早急に整備、対策をお願いしたいということで、質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

副議長（戸部 弘君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

9月16日午前9時から本会議を開きます。一般質問を行いますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでございました。

午後2時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

